

第 6 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成21年3月16日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成21年3月16日（月曜日）

午前10時1分開議

午後0時0分休憩

午後0時6分開議

午後1時35分閉会

本日の会議に付した事件

議案第57号 平成21年度熊本県一般会計  
予算

議案第61号 平成21年度熊本県収入証紙特  
別会計予算

議案第69号 平成21年度熊本縣市町村振興  
資金貸付事業特別会計予算

議案第73号 平成21年度熊本県公債管理特  
別会計予算

議案第78号 熊本県一般職の職員等の給与  
に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について

議案第79号 熊本県特殊勤務手当に関する  
条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

議案第80号 熊本県知事等の給与の特例に  
関する条例の制定について

議案第81号 熊本県手数料条例の一部を改  
正する条例の制定について

議案第82号 熊本県住民基本台帳法施行条  
例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 熊本県統計調査条例及び熊本  
県個人情報保護条例の一部を改正する条  
例の制定について

議案第91号 熊本県収入証紙条例の一部を  
改正する条例の制定について

議案第92号 熊本県用品調達基金条例及び  
熊本県用品調達基金管理事業特別会計条  
例を廃止する条例の制定について

議案第104号 包括外部監査契約の締結に  
ついて

議案第105号 公立大学法人熊本県立大学が  
徴収する料金の上限の認可について

議案第106号 全国自治宝くじ事務協議会へ  
の岡山市の加入及びこれに伴う全国自治  
宝くじ事務協議会規約の一部変更につい  
て

議案第107号 西日本宝くじ事務協議会への  
岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝く  
じ事務協議会規約の一部変更について

請第3号 県立劇場にパイプオルガンの設  
置促進に関する請願

請第20号 議会費用支出等の見直しを求め  
る請願

閉会中の継続審査について

報告事項

① 物品調達等に関する不適正な事務処理  
に係る調査報告

② 「くまもと『夢への架け橋』教育プラ  
ン

③ 熊本県財政再建戦略

④ 市町村合併の推進について

⑤ 「熊本県配偶者等からの暴力の防止及  
び被害者の保護に関する基本計画」の改  
定について

⑥ 川辺川ダム問題について

⑦ くまもと国際化総合指針（案）につい  
て

⑧ 天草エアラインのあり方検討報告

出席委員（8人）

委員長 井手順雄

副委員長 守田憲史

委員 竹口博己

委員 渡辺利男

委員 小杉直

委員 馬場成志

委員 西聖一

委員 高野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

総合政策局

局長 木本 俊一

次長 守田 眞一

企画課長 内田 安弘

首席総務審議員兼

秘書課長 岡本 哲夫

広報課長 濱名 厚英

総務部

部長 角田 岩男

次長 木村 利昭

次長 川口 弘幸

危機管理監 奥村 良博

首席総務審議員兼

人事課長 田崎 龍一

総務事務センター長 田上 勲

行政経営課長 高嶋 裕治

首席総務審議員兼

私学文書課長 広崎 史子

財政課長 田嶋 徹

管財課長 松田 良治

税務課長 富田 健治

市町村総室長 本田 恵則

市町村総室副総室長 村山 栄一

危機管理・防災消防

総室長 坂本 慎一

危機管理・防災消防

総室副総室長 野田 克巳

男女共同参画・パート

ナーシップ推進課長 小林 弘史

地域振興部

部長 小宮 義之

次長 黒田 豊

理事 上野 信一

次長 松見 辰彦

地域政策課長 神谷 将広

川辺川ダム総合対策課長 古里 政信

情報企画課長 松永 正男

首席政策審議員兼

文化企画課長 山野 陽一

国際課長 園田 素士

交通対策総室長 高田 公生

交通対策総室副総室長 古森 誠也

首席統計審議員

兼統計調査課長 甲斐 良一

出納局

会計管理者兼

出納局長 宮田 政道

首席会計審議員兼

会計課長 藤本 玉留

管理調達課長 坂本 友春

人事委員会事務局

局長 井川 正明

総務課長 田中 明

公務員課長 松見 久

監査委員事務局

局長 金田 和洋

第一課長 藤川 昭

第二課長 柳田 幸子

議会事務局

局長 松山 正明

次長 正木 重臣

総務課長 吉良 洋三

議事課長 東 泰治

政務調査課長 小原 忠隆

---

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂本 道信

政務調査課課長補佐 野白 三郎

---

午前10時1分開議

○井手順雄委員長 おはようございます。ただいまから第6回総務常任委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることと

いたします。

次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、議案についての執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、角田総務部長から総括説明をお願いします。

○角田総務部長 今回提案申し上げております議案の概要について御説明申し上げます。

平成21年度当初予算は、蒲島知事が編成する初めての本格的予算として、くまもとの夢4カ年戦略に掲げられた戦略の実現に資する事業への重点化を図るとともに、喫緊の課題であります景気浮揚や雇用確保に積極的に対応することといたしております。

一方で、昨年9月に公表しました財政再建戦略中間報告におきまして、毎年度59億円の財源不足が生じると見込まれていたことや、平成21年度の県税収入が大幅に減少する見込みであることなどから、予算編成過程を通じまして、歳入歳出両面の抜本的、構造的な見直しを行い、財政再建戦略の初年度として確かな歩みを踏み出す予算といたしました。

この結果、平成21年度当初予算の一般会計の規模は7,193億円となり、対前年度比0.5%の減となっております。ただし、2月補正予算のうち緊急経済対策分を含めました13カ月予算としましては、7,459億円、対前年度比3.1%の増となっており、特に投資的経費につきましては、対前年度比6.3%の増を確保したところでございます。

また、このほか知事等の給与の特例に関する条例等の条例案件につきましても、あわせて御提案申し上げます。

この後、予算関係議案につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等の議案につきましては各課長、総室長からそれぞ

れ御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

さらに、本日は、このほか報告事項の中で、物品調達等に関します不適正な事務処理につきまして、調査結果の最終報告をさせていただきます。あわせて、先月策定いたしました熊本県の財政再建戦略の報告もさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○井手順雄委員長 次に、財政課長から、当初予算の概要等について説明をお願いいたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。

平成21年度当初予算の概要について御説明します。まず、資料の1ページをお願いします。

予算編成の基本的な考え方でございますが、ただいま総務部長の総括説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に、当初予算の特色ですが、1点目は、くまもとの夢4カ年戦略の着実な推進でございます。

2点目は、景気浮揚や雇用対策への対応でございます。

平成21年度当初予算の規模は7,193億円と、対前年度比0.5%の減となっておりますが、2月補正と合わせました13カ月予算としましては7,459億円と、対前年度比3.1%の増となります。

特に、投資的経費につきましては、当初予算では1,561億円と、対前年度比1.8%の減となっておりますが、13カ月予算としては1,689億円、6.3%の増となっております。

また、雇用対策として、緊急雇用創出基金事業に15億円、ふるさと雇用再生特別基金事業に20億円を確保するとともに、県単独としまして2億円追加することによりまして、県、市町村合わせまして2,200人の雇用創出に取り組むこととしております。

次に、2ページをお願いします。

3点目としましては、財政再建に向けた取り組みでございます。

財政再建戦略中間報告における59億円の財源不足、さらには、その後の景気低迷による県税収入の260億円の大幅な減少や47億円の繰越金等の減少などに的確に対応するため、歳入歳出両面における抜本的な見直しや、さらなる職員数削減、さらには職員給与の削減にも取り組みました。加えて、地方交付税等の増額等が見込まれることから、どうにか財源不足の解消を図ることができました。

財政再建に向けた取り組みの2点目は、財政調整用4基金の維持でございます。

当初予算編成後の4基金の残高は、20年度6月補正予算編成後と同額の53億円を有することができました。

次に、3点目は、県債残高の増加を招かない財政体質の堅持でございます。

具体的には、当初予算編成後における地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を除いた通常債の新規発行額を、元金償還額以下に抑制いたしました。

この結果、当初予算編成後の21年度末県債残高は、通常債ベースで1兆685億円、対前年度比5億円の減、総額ベースで1兆3,192億円、対前年度比408億円の増となる見込みでございます。

次に、3ページをお願いします。

一般会計当初予算の規模は、先ほども御説明しましたように、7,193億円、対前年度比39億円、0.5%の減となりますが、これは、扶助費や物件費、その他の項目が増加する一方で、人件費、公債費、投資的経費の抑制に努めたことによるものです。ただし、13カ月予算としては3.1%の増となります。

4ページ、5ページをおあけください。

平成21年度当初予算の特別会計ごとの内訳を一覧表でお示したものでございます。

次に、6ページをお願いします。

歳入歳出予算の内訳でございます。

1の県税は、厳しい経済情勢を反映し、法人関係2税等の減収により1,444億円、対前年度比15.3%の減となっております。

3の地方譲与税は、地方と都市部の税収の偏在是正を目指した地方法人特別譲与税の創設等に伴い、147億円、対前年度比277%の増となっております。

5の地方交付税は、2,106億円、対前年度比1.8%の減となっておりますが、地方交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債と合算しますと、対前年度比206億円、8.6%の増となっております。

次に、7ページをお願いします。

10の財産収入は、不動産売却収入は前年度とおおむね同額となっておりますが、前年度はくまもと緑の財団の清算に伴う有価証券売却収入があったため、31億円、31.1%の減となっております。

12の繰入金は、財政調整用4基金からの繰入金が大幅に減少することから、260億円、対前年度比32.7%の減となっております。

15の県債は、臨時財政対策債の増、道路特定財源の一般財源化に伴う一般公共事業債の充当率の引き上げ及び新幹線建設事業負担金の増等により、1,307億円、対前年度比28.7%の増となっております。

次に、8ページをお願いします。

歳出予算を性質別に整理したものです。

まず、1の一般行政経費は、4,444億円、対前年度比0.6%の減となっております。

1の人件費は、退職手当は増加しますが、給与構造改革に加え、職員給与の削減及び新たな定員削減に取り組むことから、2,227億円、対前年度比3.1%の減となっております。

2の扶助費は、高齢化の進展や介護給付費負担金、障害福祉サービス費等負担金の報酬改定に伴う増等により、755億円、対前年度比3.3%の増となっております。

3の物件費、4のその他は、緊急経済対策

としてのふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出基金事業の実施に伴う増等により、合計して1,462億円、対前年度比1.5%の増となっております。

次に、9ページをお願いします。

投資的経費は1,561億円、対前年度比1.8%の減となっております。ただ、先ほどからも御説明しておりますように、13カ月予算としては6.3%の増となっております。

3の公債費は、満期一括償還債の積み立て期間を20年から30年に延長したことなどから、1,126億円、対前年度比0.5%の減となっております。

10ページをお開きください。

これは、先ほど御説明した13カ月予算としての投資的経費の状況を参考資料としてつけておるものでございます。

11ページをお願いします。

地方債の概要でございます。

以上、御審議よろしくをお願いします。

○井手順雄委員長 次に、各課の説明に入りますが、まず人事課長から、各課の共通の職員給与について説明をお願いした後に、関係各課から順次説明をお願いいたします。

○田崎人事課長 人事課でございます。

各課からの説明に先立ちまして、今回お願いしております職員給与費につきまして、共通する事柄でございますので、先に説明させていただきます。座らせていただきます。

人事課の例で御説明させていただきますので、説明資料の17ページをお願いいたします。

上段に、一般管理費がございます。その説明欄をごらんください。

1の職員給与費、7億6,500万円余のうち(1)職員給与費4億1,600万円余につきましては、平成21年1月1日現在の人事課職員45人分の平成21年度における給与でございます。また(2)時間外勤務手当災害保留分3億4,800

万円余につきましては、年度途中の災害等の特殊事情等の対応分として、時間外勤務手当の一部を人事課で一括計上しているものです。

なお、前年度と比較しまして4,900万円余の増額となっておりますが、これは、人材研修センターを平成20年度に設置したことなどに伴い、職員給与費が増額となったためでございます。

このように職員給与費につきましては、各課とも1月1日時点の職員数、給与額をもとに積算しております。この後の職員給与費につきましては、各課からの説明は省かせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○内田企画課長 企画課でございます。資料の13ページをお願いいたします。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

計画調査費7,700万円余のうち、開発促進費としまして1,700万円余を計上しております。内訳といたしましては、1、全国知事会等の各種協議会への負担金及び事務経費として1,500万円余、県境を越えた地域連携推進の検討に必要な経費として100万円余を計上しております。

次に、企画推進費といたしまして6,000万円余を計上しております。内訳といたしましては、1、県政に必要な情報収集、調査等に必要な経費として1,000万円余、くまもとの夢4カ年戦略の取り組みの評価や今後の施策の検討に必要な経費として300万円余、くまもと未来会議の開催に必要な経費として500万円余、県民の視点から県の取り組みを評価、検証に必要な経費として200万円余、ユニバーサルデザインの普及啓発及び団体等の取り組みの支援等に必要な経費として700万円余、携帯電話をいたしました公共交通や観光地、公共施設等の案内システムの実用化に必要な経

費として3,200万円余を計上しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本秘書課長 秘書課でございます。

まず、一般管理費ですが、説明欄の2、庁費として2,100万円余を計上しております。これは、知事、副知事の活動費及び秘書課運営費でございます。

次に、計画調査費の企画推進費として1,800万円余りを計上しております。(1)の政策調整費は、政策調整会議の運営等、県政の総合調整、推進に必要な経費でございます。(2)の重要政策調整事業は、県政の重要課題に対処するため、必要な調査、調整または事業実施を行う経費でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○濱名広報課長 広報課でございます。資料の15ページをお願いいたします。

広報費につきましては、2億円余の予算をお願いしております。

まず、1の広報事業費の1億8,200万円余につきましては、県の施策やお知らせなどの情報を、それぞれ新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し提供するための経費及び全国に向けて熊本をPRしていくための経費でございます。

次に、2の広聴事業費の290万円余につきましては、県政についての御意見、御提言をいただき、県政に反映させる広聴活動に要する経費でございます。

次に、3の広報諸費の1,450万円余につきましては、県庁の受付業務や県民行政相談室の運営等に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○井手順雄委員長 次、総務部に移ります。

○田崎人事課長 人事課でございます。資料の17ページをお願いいたします。

中段、人事管理費といたしまして49億7,600万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

1の災害補償費の150万円につきましては、非常勤職員等の公務災害に係る補償費等に要する経費でございます。

次に、2の人事管理費4,300万円余につきましては、人事課の課運営費のほか、知事部局で所管いたします公用車の任意保険加入経費、外部監査の実施に伴う委託経費、さらに平成21年度から新規事業でございます知的・精神障害者の就労能力の向上を通じた自立支援を図るために、県におきまして非常勤職員としての任用を実施します知的・精神障害者雇用促進事業に係る経費などが主な内訳でございます。

次に、3の退職手当の49億900万円余につきましては、退職手当支給に要する経費でございます。

次に、4の職員研修費の2,100万円余につきましては、職員の研修に要する経費でございます。

人事管理費につきましては、前年度と比較しまして1億200万円余の増額となっておりますが、その主な理由といたしましては、退職者見込み数の増によるものでございます。

最後に、失業対策総務費として3億円を計上しております。これは、県の臨時職員200人を原則廃止といたしましたが、雇用対策として改めて雇用枠の確保を行うための経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○田上総務事務センター長 総務事務センターでございます。資料の18ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、説明欄

2の共済組合事業費489万円余は、共済組合法に基づく共済組合の負担金でございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、説明欄1の人事管理費として、庶務事務の集中処理及び庶務事務システムの保守管理に要する経費9,822万円余でございます。

説明欄2の職員福利厚生費として7億8,699万円余を計上しておりますが、そのうち主なものは、職員の定期健康診断等に係る健康管理経費、職場の労働安全衛生の経費、職員住宅に係る建設費の償還費、維持、補修及び老朽化住宅の処分に要する経費でございます。

説明欄3の児童手当関係経費1億7,468万円余は、小学校卒業までの児童を扶養する職員に支給するものでございます。

次に、一番下の欄でございますが、恩給及び退職年金の支給に要する経費として1億628万円余をお願いしております。

以上、よろしく願いいたします。

○高島行政経営課長 行政経営課でございます。資料の19ページをお願いいたします。

一般管理費6,880万円余をお願いしております。右側説明欄の2の庁費は、課の運営費として245万円余をお願いしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。資料の20ページをお願いいたします。

文書費7,000万円余は、説明欄に記載しておりますが、文書管理システムや県例規データベースの維持管理費等の文書関係事務、情報公開の推進と新公益法人制度の推進に要する経費、県公報発行に要する経費でございます。

諸費160万円余は、県内宗教法人に係る指導、調査事務の経費及び有斐学舎の運営費の一部補助でございます。

私学振興費83億8,000万円余は、私学審議

会の運営費及び私学に対する指導、調査のための私学振興事務費並びに私学振興のための各種助成費でございます。

21ページをお願いいたします。

私学振興費、説明欄でございます私学振興助成費でございますが、(1)私立高等学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等を図りますために、私立幼稚園、中学、高校に経常的経費の補助を行うものです。(2)私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れ、特別支援教育を行う私立幼稚園に対して補助を行うものです。(3)私立幼稚園子育て支援事業は、教育時間終了後の預かり保育などの子育て支援活動を実施する私立幼稚園に対して補助を行うものです。(4)熊本県私学振興会補助等は、私立学校等に勤務する教職員の退職金資金の給付事業に対する補助でございます。(5)私立高等学校授業料減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒に係る授業料の減免を行う私立高等学校に対して補助を行うものです。(6)熊本私学夢教育事業は、私立学校に通う生徒たちのために、その教育環境整備等に要する経費でございます。

それから、最後の段、大学費9億4,000万円余は、公立大学法人熊本県立大学の業務財源に充てるために交付いたします運営費交付金9億3,000万円余と、県立大学業務実績評価を行う評価委員会の運営に要する経費でございます。

22ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

私立学校施設整備借入金利子の助成についてでございます。これは、私立高等学校、中学校、幼稚園を設置する学校法人が、施設整備等を行うために必要な資金を借り入れた場合、当該学校法人に対しまして利子負担の軽減を図るため助成を行うものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたし



ます。

○田嶋財政課長 財政課でございます。23ページをお願いします。

まず、一般管理費のうち、説明欄の2、庁費につきましては、職員の赴任旅費及び交際費など、全庁分の共通経費として財政課で一括計上するものでございます。

次の財産管理費のうち、説明欄の1、財政管理費は、財政課の運営費、2から5につきましては、基金の利子の積み立てでございます。

次の諸費は、説明欄にありますように、東京事務所の管理運営費でございます。

次の元金、利子、公債諸費につきましては、県債の元金や利子の償還、発行に要する手数料等を計上しております。

一番下の予備費でございますが、これは臨時的な支出に充てるための費用でございます。

24ページをお願いします。

公債管理特別会計ですが、これは市場公募債や借換債の発行及び償還等の会計を一般会計と区分するために特別会計を設置しているものでございます。

まず、元金についてでございますが、説明欄の1、2には、元金償還の所要額を計上しております。3につきましては、市場公募地方債の満期一括償還に備えて、その償還原資を計画的に積み立てるものでございます。

次の利子は、割引料や利子の所要額を計上しております。

なお、説明欄に、平成21年度の全国市場公募地方債の発行についてまとめております。平成21年度は、まず(1)共同発行債を300億円、(2)個別発行債を200億円発行する予定としております。

次の公債諸費は、市場公募地方債の発行に要する手数料及び金融機関向けの熊本県のPR経費、いわゆるIR活動経費を計上してい

るものでございます。

次に、25ページをお願いします。

こちらは債務負担行為の設定でございます。

先ほど御説明いたしました全国型市場公募地方債の発行総額1兆3,600億円を、共同発行する33団体で連帯債務を負うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○松田管財課長 管財課です。26ページをお願いします。

財産管理費9億8,700万円余を計上しております。前年度に比べ1億800万円余増となっておりますが、これは旧免許センター解体費1億8,700万円余の経費を見込んでいるためでございます。

主な内容については、説明欄に記載されているとおりであります。1の財産管理費として、2億6,400万円余でございます。その内訳は、(1)県有物件の火災共済事業に伴う火災共済掛金等でございます。(2)は、職員住宅や貸付財産などが所在する市町村に支払う固定資産税にかわる交付金でございます。

次に、2の財産管理处分費1億9,800万円余でございます。これは普通財産の維持、管理や処分に係る経費でございますが、この中に旧免許センターの解体費が含まれております。

3の庁舎等管理費、5億2,400万円余でございます。(1)は、県庁舎等の光熱水費及び庁舎警備等の経費です。(2)は、県庁舎等の清掃、エレベーター及び空調等の維持補修費でございます。(3)は、知事公邸、知事宿舎等の管理・維持経費でございます。(4)は、県庁舎等の電話設備の賃借料、公用車の管理経費でございます。

管財課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。27ページをお願いいたします。

まず、税務総務費26億7,100万円余につきましては、ふるさと納税の基金積立金、県税事務所の管理費や電算管理費など、課税徴収に係る税務の基本的な事務管理費を計上しております。

次の賦課徴収費54億8,900万円余につきましては、税の徴収に直接関係する経費でございます。金額の大きなものは市町村に対する個人県民税の取り扱い経費や過誤納還付金でございます。

次のゴルフ場利用税交付金から次のページの株式等譲渡所得割交付金につきましては、一定の割合を市町村に交付する経費、また、地方消費税など各県と税を精算するものでございます。

以上、税務課の総計としましては443億円余を計上いたしております。よろしく願いいたします。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。資料の29ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、地域振興局費3億2,717万円余でございますが、これは、県内10総合庁舎の維持管理費、それから運営に要する経費でございます。(1)の地域振興局管理運営費でございますが、総合庁舎の光熱水費や警備委託等の経費で1億6,707万円余でございます。(2)の総合庁舎の維持補修費でございますが、総合庁舎の清掃、ビル管理等維持管理委託や庁舎等修繕の経費などで1億1,010万円余を計上いたしております。(3)の地域振興局活動推進費でございますが、これは各地域の特色や実情等を踏まえまして、創意工夫、協働等により実施いたします各地域振興局の活動費5,000万円でございます。

次に、諸費でございます。これは国からの委託により行います自衛隊員の募集に関する

経費でございます。

次に、自治振興費の17億6,477万円余でございますが、まず(1)の自治振興支援費等は、市町村等の行財税政の支援に伴います事務費でございます。(2)の権限移譲事務市町村交付金4,241万円余は、県から市町村に権限移譲しております事務の処理に要する経費に対する交付金でございます。(3)の市町村自治宝くじ交付金13億2,539万円余は、市町村振興宝くじの収益金を財団法人熊本県市町村振興協会へ交付するものでございます。(4)の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業費の1億5,487万円余は、住民基本台帳法に基づきます住民基本台帳ネットワークシステムの運営経費でございます。(5)の市町村合併推進事業の1億9,801万円余は、旧合併特例法のもとで合併をいたしました市町村に対します支援及び合併新法に基づきます合併の推進に要する経費でございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと存じます。

選挙管理委員会費の2,223万円余でございます。1の委員報酬727万円余でございますが、選挙管理委員会委員4名分の報酬でございます。3の委員会運営費は、選挙管理委員会の運営費及び在外選挙人名簿登録事務費でございます。それから、4の政治資金関係等事務費は、政治団体の管理事務、収支報告書の受け付け等に要する経費でございます。5の政党助成関係等事務委託費は、政党助成金の使途等報告受け付け、それから閲覧等に要します経費でございます。

次に、選挙啓発費438万円余でございますが、これは明るい選挙推進協議会の活動等に要する経費でございます。

次に、衆議院議員の総選挙費11億9,201万円余でございますが、これは平成21年9月10日に任期満了を迎えます衆議院議員総選挙の執行経費でございます。

次に、最高裁判所の裁判官国民審査費1,69

6万円余でございますが、これは衆議院議員総選挙とあわせて実施をいたします最高裁の裁判官の国民審査の執行経費でございます。

以上、一般経費は53億5,535万円余となっておりますのでございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと存じますが、市町村振興資金貸付金でございます。

これは、市町村等が行います公共施設の整備事業等に関しましての貸付金と事務費でございます。貸付金2億円を計上いたしておりますのでございます。

次に、一般会計の繰出金11億1,723万円余でございますが、これは財政健全化等の財源といたしまして一般会計の方へ繰り出すものでございます。

以上、熊本県の市町村振興資金貸付事業の特別会計の合計は13億1,760万円余となっております。今回の当初予算、一般会計、特別会計合わせまして66億7,295万円余となっております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○坂本危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。資料32ページをお願いいたします。

まず、一般管理費4,000万円余でございますが、主なものは説明欄2の危機管理対策費でございます。これは、危機管理体制の強化を図るための経費及び訓練の実施など、国民保護対策の推進に要する経費でございます。

次の防災総務費でございますが、8億2,200万円余を計上しております。主なものとしては、2、防災対策費の(2)防災消防ヘリコプター管理運営費が4億5,800万円余となっております。これは、防災ヘリ「ひばり」の機体維持費、運航管理委託費及び本年4月から予定をしております大規模整備点検等に要する経費でございます。(4)の自主

防災組織率向上対策事業は、自主防災組織の結成及び活動促進のための防災リーダー養成講座の開催等に要する経費でございます。(5)の市町村防災訓練実施支援事業162万円でございますが、平成21年度からの新規事業でございます。市町村における防災訓練の実施を促進、支援するため、アドバイザーを派遣するものでございます。

次の3、無線管理費9,900万円余でございますが、これは防災行政無線の維持管理費等でございます。

次の4、防災情報システム整備事業費755万2,000円でございますが、これも平成21年度の新規事業でございます。県民の自主的な避難活動等、自助、共助の取り組みを支援するため、防災情報を県民に直接配信します携帯メールシステムを構築するものでございます。

次に、33ページ、消防指導費として1億6,800万円余を計上いたしております。

主なものとしては、2の消防費のうち(2)市町村等消防施設整備補助は、消防用車両等を購入する市町村への補助金、(4)の消防広域化推進事業は、ブロックごとの広域化協議会への補助金など、市町村消防の広域化を推進するための経費でございます。

次の3、危険物取締指導費は、危険物取扱者の保安講習の委託経費、また、4の消防学校費は、消防学校の管理運営、建物の維持補修、設備整備等に要する経費でございます。

最後に、火薬ガス等取締費4,400万円余でございますが、内容は、銃砲火薬類、それから、高圧ガス、電気工事等に関する許認可、検査、指導等に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小林男女共同参画・パートナーシップ推進課長 男女共同参画・パートナーシップ推進課でございます。説明資料の34ページをお願いいたします。

まず、諸費といたしまして1,024万円余を計上いたしております。これは、県民との協働の推進に関する事業やくまもと県民交流館パレアにありますNPO・ボランティア協働センターにおけるNPO法人等の認証事務に要する経費をここで計上いたしております。

続きまして、社会福祉総務費につきましては、2億5,901万円余を計上いたしておりますが、このうち説明欄2の社会福祉諸費につきましては、くまもと県民交流館パレアの組織運営や維持管理等に要する経費でございます。

また、説明欄3の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画の推進に要する経費を計上いたしております。(1)につきましては、課の運営費的な経費を計上いたしております。そして(2)から(4)につきましては、(2)が中学生、高校生向け、(3)が市町村向け、(4)が事業者に対しまして、それぞれ男女共同参画に対する理解や取り組みを促進していくための事業に要する経費でございます。(5)の男女共同参画実践支援事業につきましては、男女共同参画のさらなる推進が必要な分野や地域の課題解決に向けた講座等を行うものでございまして、今年度から新たに要求させていただくものでございます。(6)の男女共同参画センター事業推進費等につきましては、くまもと県民交流館パレア内にあります男女共同参画センターにおいて、啓発や情報発信、相談業務等を行うものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

社会福祉施設費といたしまして、2,829万円余を計上いたしております。これは、配偶者からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスの被害を受けた方の一時保護や相談対応、自立に向けた支援等に要する経費を計上いたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○井手順雄委員長 続きまして、地域振興部に移ります。

○神谷地域政策課長 地域政策課でございます。資料の37ページをお願いいたします。

まず、計画調査費といたしまして4億580万円余をお願いしております。

1の開発促進費でございますが、3億4,200万円余でございます。(1)の新幹線くまもと創り(元年戦略)推進事業は、あと2年に迫りました九州新幹線全線開業に向けて、これまでの新幹線くまもと創りプロジェクトの取り組みの成果を踏まえながら、新幹線元年であります平成23年に、開業効果を最大化する新幹線元年戦略の取り組みを推進する経費でございます。(2)のKANSAI戦略推進事業は、全線開業により身近な交流圏となります関西・中国地方をターゲットに、熊本県の魅力のPRですとか、交流の拡大に向けた取り組みを推進する経費でございます。(3)の阿蘇くまもと空港の拠点性向上に関する調査検討事業でございますが、空の玄関口である阿蘇くまもと空港並びにその周辺地域の拠点性向上を図ることにより、県全体の活力の底上げにつなげるための調査、検討に要する経費でございます。(4)のふるさとづくり推進事業貸付金は、ふるさと融資を活用いたしまして、熊本空港ビルディングが行う阿蘇くまもと空港ターミナルビル一部の耐震補強ですとか、手狭になっているチケットロビーの拡充などの整備に必要な資金の一部を融資するものでございます。続いて(5)の夢と個性あふれる地域づくり推進事業は、新幹線全線開業を見据え、地域振興局が複数の局あるいは他県と連携して実施する広域的な事業ですとか、新幹線くまもと創り以降の地域づくりの方向性などを検討するための経費でございます。(6)の地域振興総合補助金は、新幹線全線開業を見据えた取り組みなど、地域振興を

進める上で特に重要な課題の解決に向けた市町村などの取り組みに対する補助金でございます。(7)の水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトは、水俣病の教訓を踏まえ、水俣・芦北地域の環境先進地としてのブランド確立、地域活性化を図るため、環境をテーマとした地域イメージの発信、環境学習旅行誘致などの事業を推進するための経費でございます。

続いて、38ページでございます。

2の企画推進費1,060万円余でございますが、(1)のロアツ熊本支援、県民運動推進事業は、ロアツ熊本を活用した地域活性化の取り組みを推進するため、民間主導で創設されました「ロアツ熊本をJ1へ」県民運動推進本部への負担金でございます。(2)の熊本都市圏総合調整推進事業は、新幹線全線開業を見据え、熊本都市圏の振興を図るため、都市圏ビジョンに基づいて実施される事業に要する経費でございます。(3)の熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業は、熊本駅周辺について、トップ会議の議論などを踏まえ、駅周辺の魅力向上などを図るため、都市機能の導入等の推進に要する経費でございます。

3の特定地域振興対策費でございますが、来年度失効いたします現行の過疎法の後の新たな過疎対策に関する提案活動などに要する経費でございます。特定地域振興の総合支援対策としての経費でございます。

4の土地利用対策費でございますが、国土利用計画法に基づく土地取引の届け出の審査並びに地価調査の実施などの経費でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 資料の39ページをお願いいたします。

計画調査としまして、2,867万2,000円余りをお願いしております。主なものでございますが、(3)でございます。川辺川ダム総合対

策事業でございます。川辺川ダムをめぐります諸課題への総合的な対応、さらには五木村の振興計画の策定に関します経費として534万9,000円を計上しております。次に(4)でございます。五木村振興交付金交付事業でございます。振興計画に掲げます村の事業経費に充てるため、2,000万円を計上しております。

なお、財源をその他としておりますが、今定例会で御承認いただきました基金を取り崩して充てることとしております。

最後になりますが、債務負担行為の設定についてでございます。これは融資機関が水没者に対して貸し付けました代替地等の代替地取得資金の回収が不能になった場合、村が融資機関に対して行います損失補償の相当額につきまして、県が補助を行うために設定するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。資料の40ページをお願いいたします。

上段の人事管理費8億6,500万円余は、ホストコンピュータの運用管理費、職員用パソコンの整備や電子メールなどの各システムの運営費、また市町村と共同で構築しております電子申請受付システム「よろず申請本舗」及び地理情報システムの汎用型GISの運営経費などを計上しております。

なお、その他の特定財源の1億6,000万円余につきましては、電子自治体推進事業及び汎用型GIS構築事業の市町村負担金などがございます。

次に、下段の計画調査費10億400万円余につきましては、市町村が実施いたします携帯電話鉄塔施設整備事業やブロードバンド未提供地域解消促進事業への補助、それから、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業の通信回線の借り上げ費や、運用開始から7年を経過して老朽化が進んでまいりました同ネットワークの更新費用などを計上しておりま

す。

また、県民のIT学習支援のためのホームページの運営経費、障害者の在宅就労を進めるためのチャレンジド・テレワーク推進事業を計上しております。

以上、情報企画課の合計としては20億4,300万円余の予算を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○山野文化企画課長 文化企画課でございます。資料の41ページをお願いいたします。

文化企画課、総額で5億9,500万円余をお願いしております。まず、計画調査費の4億5,500万円余につきまして、右の説明欄で御説明申し上げます。

まず、1の文化企画推進費7,000万円余でございますが、(1)の文化行政推進費は、文化振興審議会の運営及び文化関係の企画、調査等に要する経費でございます。(2)の博物館関係事業は、収集資料の整理、保存や、それらの資料を活用いたしました企画展、それから自然観察会、そういったものの実施及び松橋収蔵庫の運営に要する経費でございます。(3)の熊本県芸術文化祭推進事業は、熊本県文化協会と共同いたしまして、9月から12月まで県下一円で開催いたします熊本県芸術文化祭の広報とオープニング事業を実施するための負担金でございます。(4)各種文化団体補助金は、県の文化協会及び九州文化協会が各種文化事業等を実施するための補助金でございます。(5)の地域創造分担金は、財団法人地域創造に係る本県分の分担金でございます。

次に2、県立劇場費3億8,500万円余でございますが、(1)の県立劇場施設整備費は、非常用蓄電池の交換に要する経費でございます。(2)の県立劇場管理運営事業は、県立劇場の管理、運営等を指定管理者でございます財団法人熊本県立劇場に委託するための経費等でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○園田国際課長 国際課でございます。資料の42ページをお願いいたします。

一般管理費、諸費の合計で2億9,000万円余をお願いしております。

まず、諸費1の海外移住者等交流費につきましては、本県から海外に移住された方々との交流促進等に係る経費でございます。

2の国際協力推進費につきましては、海外からの技術研修員や留学生の受け入れなど、人材育成を支援する経費でございます。

3の国際交流推進費につきましては、姉妹友好提携先である3地域との交流事業や通訳、国際交流団体への補助、負担金に係る経費でございます。そのうち(2)の中国・広西トップセールス事業は、広西壮族自治区で開催されますASEAN博覧会への出展など、人的交流及び経済交流の拡大に要する経費でございます。

4の旅券発給事務費につきましては、旅券発給業務に係る人件費及び事務費でございます。

5の国際化環境整備推進費につきましては、在住外国人からの相談に対応する相談コーナー及び熊本県国際協会の活動支援に要する経費、北朝鮮拉致問題に関する各種啓発事業に要する経費、多文化共生社会の構築に向けた啓発事業に要する経費でございます。

6のJETプログラム事業費につきましては、市町村に配置されます外国語指導助手の研修及び国際課の国際交流員2名の招致に係る経費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。説明資料の43ページをお願いいたします。

計画調査費で7億8,400万円余をお願いしております。

まず、交通整備促進費といたしまして4億1,700万円余を計上しております。主な事業といたしまして、第1に、自動車道建設促進事業として、島原・天草・長島架橋構想の推進に係る事業費などとして400万円を計上しております。第2に、新幹線建設促進事業といたしまして、九州新幹線建設促進の要望活動に向けた新幹線建設促進期成会負担金など、及び肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会負担金などとして、合計1,300万円余を計上しております。第3に、基幹交通体系企画調整事業といたしまして、阿蘇くまもと空港へのシャトルバスの本格運行に向けての検討を初めとした熊本都市圏の交通問題に係る対策事業や、地方バス路線維持などの生活交通確保に向けた取り組みを行う市町村に対する支援などとしまして、3億9,900万円余を計上しております。

次に、空港整備促進費といたしまして3億6,600万円余を計上しております。主な事業といたしまして、第1に、阿蘇くまもと空港整備促進事業として、滑走路の改良など国が行う空港の基本施設整備に係る県の負担金としまして1億4,500万円余を計上しております。第2に、阿蘇くまもと空港国内線振興・環境対策推進事業といたしまして、空港の拠点性強化のための対策や周辺環境対策に係る事務費などとして300万円余を計上しております。第3に、阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業といたしまして、県、市町村、経済団体などで組織する阿蘇くまもと空港国際線振興協議会に対する負担金などとして3,500万円余を計上しております。円高、ウォン安の影響で厳しい状況にあります熊本—ソウル線の安定した運航継続や国際チャーター便の利用促進に取り組み、阿蘇くまもと空港の拠点性の向上を図ることとしております。第4に、地域航空推進事業といたしまして、県、

地元市町などによるあり方検討の結果を踏まえ、天草エアラインの安全かつ安定した運航を地元市町と協調して支援するため、重整備及び機材整備費に対する補助や天草空港利用促進協議会への負担金などとして1億6,200万円余を計上しております。なお、あり方の検討結果につきましては、後ほど報告申し上げます。第5に、阿蘇くまもと空港周辺整備事業といたしまして、空港と一体となって管理しております周辺の県有地の除草、樹木伐採などの維持、管理及び冠水対策のための経費としまして1,400万円余を計上しております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○甲斐統計調査課長 統計調査課でございます。資料の44ページをお願いいたします。

中段、委託統計費3億7,900万円余でございますが、これは国から委託を受けて実施いたします統計調査の経費でございます。内訳は、毎年実施しております経常調査分として、労働力調査等13調査の経費9,500万円余、また、5年ごとに実施しております周期調査分として、農林業センサス等10調査の経費2億8,400万円余でございます。

下の段の単県統計費、約400万円でございますけれども、これは、県民所得と市町村所得の推計調査費、それから推計人口調査費、及び統計年鑑等刊行物の作成に要する経費でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 続きまして、出納局に移ります。

○藤本会計課長 会計課でございます。資料の46ページをお願いいたします。

まず、上の欄、一般会計でございますが、2段目の会計管理費は、会計関係業務の推進

に要する経費でございます。対前年度2億6,677万6,000円減の1億5,765万6,000円の予算措置をお願いしております。

内訳を説明欄に記載しておりますが、(1)と(4)は業務推進の事務費でございます。(2)は、昭和60年度から会計処理を行っておりますオンラインシステムの維持管理費で、新年度から、下の(3)総合財務会計システムに移行することに伴う9月までの所要経費でございます。(3)は、新年度から稼動します会計処理に加え、予算、決算、物品調達等の業務をトータル的に管理します総合財務会計システムの維持管理費でございます。予算減は、主に総合財務会計システムの開発終了に伴うものでございます。

次の段の利子は、年間の収入、支出見合いの中で、支払い資金が不足する場合の一時借り入れに伴う支払い利子で、2,600万円の予算措置をお願いしております。

次に、下の欄、収入証紙特別会計でございますが、会計課において、特別会計で一元管理しております収入証紙による使用料及び手数料等収入を、許認可等の申請実績に応じて関係所属へ繰り出すものでございます。対前年度同額の30億円の予算措置をお願いいたします。

会計課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○坂本管理調達課長 管理調達課でございます。資料の47ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費につきまして、1,500万円余をお願いしております。これは、説明欄に記載しておりますように、物品の調達、管理、指導等に係る事務費500万円余と電子入札システムに係る管理運営費1,000万円余でございます。

以上、課の合計1億3,690万2,000円でございます。

続きまして、資料の48ページをお願いいた

します。

債務負担行為の設定でございます。

債務負担行為関係につきましては、2月補正の際に御説明申し上げましたものと同じく、各所属に共通する県有施設管理業務等の4業務につきまして、知事部局、教育委員会、警察本部等の本庁及び各出先機関に係る分を含め、管理調達課で一括計上いたしております。

今回設定をお願いしておりますのは、平成21年度途中にて契約を締結し、複数年度にわたって役務の提供を受ける必要がある3業務についてでございます。

まず、県有施設等管理業務でございますが、2件、限度額1,100万円余の設定をお願いいたします。主な内容といたしましては、永青文庫推進事業、テレメーターシステム保守に係る業務委託でございます。

次に、情報処理関連業務でございますが、9件で、限度額5億4,900万円余の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システムの開発、運用に係る業務委託でございます。

最後に、事務機器等賃借でございますが、72件、限度額が8億1,300万円余の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システム関連機器及びファクス等の事務機器のリースでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 続きまして、人事委員会事務局、田中総務課長お願いします。

○田中総務課長 人事委員会事務局でございます。資料の49ページをお願いいたします。

まず、上段の委員会費でございます。760万円余を計上させていただいております。これは人事委員会委員3名の報酬と人事委員会に要する経費でございます。



下段、事務局費でございます。1億8,200万円余を計上させていただいております。これは、説明欄2の運営費2,300万円余でございますが、職員等の採用試験に要する経費、それから公平審査事務及び給与制度等調査研究に関する経費でございます。

以上でございます。よろしく願います。

○井手順雄委員長 続きまして、監査委員事務局、藤川第一課長。

○藤川第一課長 監査事務局でございます。資料の50ページをお願いいたします。

委員費の1,900万円余につきましては、監査委員4名の報酬等並びに監査に要する経費でございます。

次の下段の事務局費の1億5,300万円余につきましては、事務局職員の人件費と監査に要する事務経費でございます。

以上でございます。よろしく願います。

○井手順雄委員長 続きまして、議会事務局、吉良総務課長。

○吉良総務課長 議会事務局でございます。51ページをお願いいたします。

議会事務局全体といたしまして、議会費と事務局費の合計で13億7,121万円余を計上しております。

まず、上段の議会費でございますが、9億9,066万円余を計上しております。これは、議員報酬、本会議等を開催するための経費、委員会等における調査活動経費及び海外友好訪問等に係る経費でございます。

次に、下段の事務局費は3億8,055万円余を計上しております。これは議会運営に係る経費及び議会棟の庁舎管理等に要する経費でございます。

以上、よろしく願います。

○井手順雄委員長 続きまして、条例等関係の審査に移ります。

まず、総務部、田崎人事課長。

○田崎人事課長 人事課でございます。お手元の総務常任委員会説明資料、条例等関係をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

第78号議案熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。2ページをごらんください。

まず、改正の趣旨でございますが、人事委員会の勧告及び報告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する条例の改正を行うものでございます。

内容についてでございますが、人事委員会勧告の内容は、給料表及び期末勤勉手当については据え置きでございましたが、医師に支給しております初任給調整手当につきましては、勤務医の確保が全国的な課題となっていて、人材確保の観点から、この手当の引き上げが勧告されております。そのため、初任給調整手当の最高支給額を、国の引き上げ額と同様に引き上げるための改正でございます。

また、あわせて条例中の文言の整理を行うこととしております。

施行日は、文言の整理は公布の日から、手当の改正につきましては21年4月1日からとしております。

次に、資料3ページ、第79号議案熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。4ページをごらんください。

まず、改正の趣旨でございます。業務の特種性や職員の勤務の実情の変化等を踏まえ、手当の廃止及び関連する規定の整理を行うものでございます。

内容についてですが、改正内容(1)の福祉業務手当につきましては、児童相談所または福祉総合相談所に勤務する児童福祉司等に対して支給している月額手当を廃止するものでございます。(2)の家畜保健衛生業務従事手当につきましては、家畜保健衛生所に勤務する職員に対して支給している月額手当を廃止するものでございます。この2種類の特殊勤務手当につきましては、いずれも給料の調整額へ移行することに伴い、廃止するものであります。(3)及び(4)は、この2種類の特殊勤務手当の廃止及び調整額への移行に伴いまして関係する規定の整理を行うものでございます。

施行日は、いずれも平成21年4月1日からとしております。

次に、資料5ページ、第80号議案熊本県知事等の給与の特例に関する条例についてでございます。8ページをごらんください。

まず、条例制定の趣旨でございますが、2月18日に策定、公表しました財政再建戦略におきまして、財政再建の一環として、知事等の特別職及び一般職の職員の給与削減に取り組むこととしております。本条例は、この削減措置を実施するために制定するものでございます。

内容についてでございますが、表に掲げておりますとおり、知事につきましては、給料の30%、期末手当の10%を削減し、副知事、教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者につきましては、給料の15%、期末手当の5%を削減することとしております。

また、行政委員会の委員につきましても、委員長、会長が報酬の7%、その他の委員につきましても報酬の5%を削減いたします。

一般職の職員につきましては、部次長級が給料の7%、課長級以下の管理職が5%、その他の職員が3%を削減することとしてしております。

なお、知事の退職手当につきましても、知

事マニフェストに沿って、知事就任から1年間は計算に入れないこととしております。

次に、削減の期間でございますが、財政再建戦略の期間であります21年4月から24年3月までの3年間といたしております。

施行日は、平成21年4月1日からとしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。

説明資料の9ページから16ページに、手数料条例の一部を改正する条例を記載しております。まず、17ページの条例(案)の概要をつけておりますので、この概要に沿って御説明させていただきます。

まず、1の条例制定の趣旨ですが、教育職員免許法の一部改正等に伴い、手数料の新設等を行うものでございます。

次に、2の改正内容ですが、(1)は、新たに手数料を設けるものとして13項目でございます。いずれも所要経費、他県等との均衡を踏まえ、県独自に算定したものでございます。

①は、教育職員免許法の改正に伴い、平成21年4月から教員免許更新制度が導入され、10年ごとの更新が必要になることから、免許状の更新や有効期間の延長、免許状更新講習の修了確認等、新たに発生する手続について、関係手数料の新設を行うものでございます。

②は、建築確認等の記録を文書で証明する業務について、手数料を新設するものでございます。③は、2級建築士及び木造建築士の免許証の書きかえまたは再交付に係る業務について、手数料を新設するものでございます。

④は、知事の認可を受けて設立された土地区画整理組合において、組合理事長であることの証明書等の交付事務について手数料を新設するものでございます。⑤は、道路交通法の改正に伴い、免許証の更新が必要な75歳以上の者に対しまして新たに認知機能検査が導入

されるため、手数料を新設するものでございます。⑥は、医薬品の販売に従事している者に係る登録事項の書きかえまたは再交付業務につきまして、手数料を新設するものでございます。

次に(2)ですが、手数料の額の改定を行うものとして、15項目ございます。①及び②については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、手数料の額を改定するものでございます。③から⑥につきましては、所要経費、他県等との均衡を踏まえ、県独自に算定しております。

まず、③の特定任意講習は、高齢者が免許更新を行う場合、身体機能の低下等を判断するために行われている実技講習等について、額を改定するものです。④は、平成18年度から導入されている介護サービス情報の公表制度について、国が示している手数料に関するガイドラインが改正されることに伴いまして、額を改定するものです。⑤は、建築確認申請に係る構造計算適合性判定について、小規模建築、200平米以下の判定が必要となったことから、面積区分、現行は1,000平米以下になっておりますが、これを、200平米以下、200平米から1,000平米以下に細分化いたしまして、手数料の額を改定するものです。⑥については、道路交通法の改正に伴い、新たに認知機能検査が導入されることを踏まえ、手数料の額を改定するものです。

次、18ページをお願いします。

次に(3)ですが、法律等の改正に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。また(4)でございますが、その他の関係規定についても、本条例の改定にあわせまして整理するものでございます。

次に、3の施行期日につきましては、記載のとおりとなっております。

最後に、4のその他ですが、今回新設される手数料は、県の収入証紙で収入するため、収入証紙条例の一部改正をあわせて行うもの

でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。資料の20ページをお開き願いたいと思います。

第82号議案熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。22ページに概要がございますので、そちらの方で御説明をさせていただきたいと存じます。

内容の欄の最初に書いておりますとおり、この条例改正の趣旨は、住民基本台帳法の第30条の8第1項及び第2項の規定によりまして、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用及び提供を行いますための関係規定を整備するものでございます。

ここで言います本人確認情報とは、市町村の住民基本台帳に記録をされております県民の住所、氏名、性別、生年月日でございます。この本人確認情報が県の事務処理上で必要な場合に、条例で定めます事務に限って、この住基ネットのシステムの本人確認情報を利用いたしまして、本人や市町村から住民票を徴収しないで、その本人確認情報を得ることができるようにするための条例改正でございます。

これまででは、住民基本台帳法で定められております事務につきましては、住基ネットシステムの本人確認情報を利用してまいったところでございますが、この住民基本台帳法の第30条の8の規定によりまして、住基ネットシステムの本人確認情報を利用または提供できる事務は条例でも定めることができるということになっておりまして、この住基ネットシステムの本人確認情報を利用または提供することで、住民の利便性の向上、増進、または行政事務の効率化が図られる3つの事務をこの条例で定めることといたしておるところでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、(1)に書いておりますように、住基ネットシステムの本人確認情報を利用できる事務といたしまして、アの熊本県職員等恩給条例によります年金である給付の支給に関する事務と、イの熊本県心身障害者扶養共済制度条例によります年金の支給に関する事務でございます。

次の(2)に書いております住基ネットシステムの本人確認情報を県教育委員会に提供できることといたしまして、その本人確認情報を提供できる事務を、熊本県育英資金貸与の基金条例によります貸し付けに係る債権の回収に関する事務としております。

次に、(3)に書いておりますように、県教育委員会への本人確認情報の提供方法を、これをセキュリティーに万全を期すために、電気通信回線を通じて送信をする方法によることといたしております。

これら各事項の具体的な内容につきましては、規則で定めることといたしております。また、この条例の施行期日を21年4月1日からといたしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○甲斐統計調査課長 統計調査課でございます。23ページをお願いいたします。

議案第83号熊本県統計調査条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。26ページの概要で御説明を申し上げます。

本条例の改正の趣旨は、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴って、関係する2つの条例を整備するものでございます。

主な改正内容ですが、まず(1)の熊本県統計調査条例につきましては、新しい統計法が一部県が行う統計調査についても適用されたことによりまして、規定の重複等が生じることになります。このため、重複分を削除するなど、アからエに記載のような整備を行うも

のです。

また(2)の熊本県個人情報保護条例につきましては、条例で引用しております法律の条項等に変動が生じたことに対応しまして、規定を整理するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○藤本会計課長 会計課でございます。資料の27ページをお願いいたします。

熊本県収入証紙条例の一部改正についてお願いいたしております。28ページの概要によって御説明させていただきます。

今回の改正は、収入証紙の返還に伴う現金の還付に関する規定を整備するものでございます。

県に対する各種の許認可等申請に当たって必要となります収入証紙につきましては、申請者が、あらかじめ県が指定します収入証紙売りさばき人から購入し、所要の手続を行うこととなります。

この収入証紙の購入に当たりまして、必要以上の収入証紙を購入したり、申請の取りやめ等によりまして、購入した収入証紙が不要になる場合がございます。こうした場合、県では、購入者からの請求に基づき、当該証紙を買い戻し、代金を還付しております。

ただ、還付する金額は、証紙の販売に当たりまして、収入証紙売りさばきに対して、収入証紙定価の4%に相当する額を収入証紙売捌手数料として支払っておりますので、この手数料を差し引いた残りの96%に相当する額を還付することになります。

今般、この収入証紙売りさばき人に支払っております収入証紙売捌手数料を4%から3.15%に引き下げ——これは規則の改正によりましてけれども、これに伴いまして条例の現金の還付に関する規定を改正するものでございます。

なお、改正に伴う還付金額は、収入証紙定価の96.85%となりますが、全国の条例の定

め方等をもとに、還付金額の表記を、当該証紙の定価の額面金額から当該証紙に係る売捌手数料に相当する金額を差し引いた金額と改めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○坂本管理調達課長 管理調達課でございます。資料の29ページをお願いいたします。

第92号議案熊本県用品調達基金条例及び熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例を廃止する条例につきまして、次の30ページの条例(案)の概要で御説明いたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、これは、用品調達基金により用品の集中調達を行ってきたところですが、平成21年4月から運用を開始します新財務会計システムにより、一般会計による効率的な調達が可能となることから、平成20年度をもって基金を廃止するため、関係条例を廃止するものでございます。

また、3の施行期日でございますが、平成20年度の用品調達等に関する清算事務が完了する日としておりまして、基金は財産の一部でございまして、出納整理期間の概念がございませんため、平成21年6月1日とし、特別会計は平成21年4月1日として、経過措置により清算事務を行うこととしております。

なお、用品調達基金の清算後は、基本財産2,000万円と収益金1,000万円ほどを見込んでおりますけれども、一般会計に繰り入れる予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田崎人事課長 人事課でございます。資料31ページをお願いいたします。

包括外部監査契約の締結についてでございます。32ページの概要で御説明させていただきます。

包括外部監査契約につきまして、平成21年度分の契約を締結するものでございます。

契約の内容でございますが、都道府県に実施が義務づけられている包括外部監査について、監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とするものでございます。

契約期間は、平成21年4月1日から22年3月31日までの1年間となっております。

契約金額につきましては、1,341万2,000円を上限とし、契約の相手方につきましては、公認会計士の荒木幸介氏を予定しております。なお、荒木氏を契約の相手方とする理由は、その下の米印に掲げてあるとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。資料33ページをお願いいたします。

第105号議案でございます。公立大学法人熊本県立大学が徴収する料金の上限の認可についてでございます。34ページの概要の方をごらんください。

公立大学法人熊本県立大学が、その事業を実施するに当たって料金を設定いたします場合は、議会の議決を経て認可を行うものでございます。

今回の料金設定の主な内容は、平成21年4月1日からの教員免許更新制度導入に伴いまして、講習、講座を開講するため受講料を徴収するためでございます。また、あわせて今後想定される社会人教育のための講習受講料の上限も申請をいたしております。

参考に記しておりますとおり、教員免許更新受講料は、全国国公立大学と同水準、1時間当たり1,000円、1日6時間を予定いたしております。県内各大学で同種の講座を開講されますが、県立大学においては、受講予定者を、必修科目200人、選択科目を450人と見込んでおります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。資料の35ページをお願いします。

議案第106号全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について、及び次の36ページの議案第107号西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更についてでございます。37ページに概要を記しておりますので、そちらをごらんください。

全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会は、それぞれ左下に記載しております都道府県、指定都市により構成しております。宝くじの発売の事務を行う協議会でございます。

今回は、本年4月1日の岡山市の政令指定都市移行に伴い、岡山市を両協議会に加えること及びこれに伴う規約の変更に関し議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑をお願いします。

○小杉直委員 条例等関係の8ページ、人事課長になるかな。

ここに特別職、一般職の給料カットが打ち出しているですたいね。知事には、選挙期間中から、その後機会あるたびに、職員さんたちの給料カットというのは、最後の最後にしてくださいよお願いしとったですたいな。やっぱりやる気というか、モチベーションの問題にもかかわるばってんが、生活にももちろん大きな影響をするし、だけん、勤める側としては一番大事な問題ですたいね。しかし、今回こういうカットをしてあるわけで

すが、労働組合の方とも話し合った結果ということになっておりますので、まあこういう痛みに対しては、皆さんに同情したり、あるいは思い切ってこれに賛同されることに対して敬意を表したいと思っておりますが、人事課長、この一般職の方で7%、5%、3%というのは、大体金額は平均して幾らぐらいになると。

○田崎人事課長 部次長級7%につきましては、大体平均しますと年間40数万円の額になります。

○小杉直委員 月額は。

○田崎人事課長 月額としましては、それぞれでちょっと……

○井手順雄委員長 平均で結構でございます。

○田崎人事課長 それを12で割りますので、大体4万円近くになろうかと思っております。5%の管理職につきましては、大体月額2万円ぐらいになろうかと思っております。そして、3%のカットにつきましては、月額で——申しわけございません、ちょっと手元に資料が——大体10数万円でございますので、1万円近くになろうかと思っております。申しわけございません。

○小杉直委員 それなら、3%の職員さんで1万円近く、まあ9,000幾らということでしょうたいな。そうすると、5%の課長以下の管理職で2万円近く、それから部次長級で4万円近くですから、3万数千円になるとだろうと思うとですたいね。

それで、実は、あと総務部長にちょっとお尋ねしたかっですが、財政の責任者ですから。今議会で、議員たちも、報酬カットを打ち出

す予定ですたいね。私は議会運営委員長をやっておりますので、各会派にずっと御相談申し上げて、議長が7%、副議長が5%、その他の議員が3%、そういうふうなカットを今度上程する予定しておりますが、これは2年前の報酬カット、我々は7.5%ぐらい平均してカットしとるですね。1人当たりの議員が約6万円から8万円ぐらいのカットになったと思うとですたいな。それから、また今度は、21年度は応招旅費のカットもされる予定です。これがおおよそ今までの40%から60%減額になると。

そういった中で、今回、さっき言ったように、一般議員が3%、副議長が5%、それから議長が7%ということを出しとるわけですが、これは12月議会で西委員がそういうような議員に対する要望もされたことも私の片隅にあったわけですが、各会派あるいは議員の皆さんを回ってみますと、やっぱり職員さんたちがそのように痛みを伴って財政再建に協力するというようなことをかんがみて、議員たちもそのようにやりましょうということになって、今回そのような予定で上程する予定ですが、実は同じ3%、5%、7%でも、一般議員の3%というのは月額2万3,400円なんです。5%というのは4万3,500円ですから、部次長級の7%は超えるわけですね、5%で。それから、議長の7%というのは、6万7,900円ですから、はるかに部次長を超えるわけですね。

そういうように我々も、議会の今までの審議の道義的な責任とか皆さんの痛みを伴って、知事部局ばかりじゃなくて、教育委員会も県警もそのようにカットするということをかかんがみて、今言ったような気持ちで我々もカットしようということの予定をしておるわけですが、財政の責任者の一人として、議員たちのこの給料カットについて、どのような見解、感想をお持ちですか。

○角田総務部長 今、小杉委員が言われましたように、議員の皆様におかれましては、18年度のときに、給与構造改革で8%弱、いわゆる7%後半のカットをしていただきました。それに加えて、今回また、こういう財政再建戦略の中で、県全体で取り組んでいるそういうものにみずからカットしていただいて、大変私たちは感謝しているところでございます。

これは、財政再建戦略におきましても、3年間一応予定しておりますものですから、県職員一丸となってやっていきたいというふうに思っていたところでございまして、また、議員の先生方も、それに協力していただけるということで、非常に感謝しております。今後とも、またよろしくお願ひしたいと思っています。

○小杉直委員 県の職員さんは、合計すると、はっきり覚えておりませんが、2万2,000~3,000人おられるということで、相当の減額のトータルになると思います。議員たちは49名ですから、その人数は非常に少ないわけですが、カット率は一緒でも相当のカット幅になると。それから、今部長がおっしゃったように、2年前に7.6%ぐらいだったですか、カットされて、応招旅費も今度はカットの予定だと。

そのように議員たちも、皆さんと同様に、県財政の再建に協力しようというふうな方針を打ち出してありますので、御理解と、マスコミの皆さんにも、そのような承知をしておってもらいたいなというふうなことで質問したわけです。

以上です。

○馬場成志委員 人事課長、これは新しい条例に基づいた額で人件費は上げてあるんでしょうか、予算は。

○田崎人事課長 今、委員聞いておられますのは、こちらの最初御説明しました当初予算関係のことだと思いますけれども、現時点ではトータルの、いわゆる先ほど御説明しましたように、平成21年1月1日現在の人数とそのときの給与額で計上してございまして、今回条例が通ればまた変わってくるということでございます。

○馬場成志委員 わかりました。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○渡辺利男委員 市町村総室にお尋ねしますが、市町村振興宝くじの収益金、これは毎年こういうふうに市町村へ交付されるわけですが、たしか事務局は熊本市が持つとって、そこにはかなりの基金も積み上げてあると思うんですが、どういうふうにそれが使われているのか。それと、県は関与できないのかですね。

とにかく今、市町村も含めて財政が厳しいものですから、こういうときにかなりの額が今積み上がってあると思うんです、財産として。それを有効に使うときだと思っておりますけれども、どういうふうに今使われているのか、その額が幾らぐらいあるのか、まずちょっとお尋ねをいたします。

○本田市町村総室長 今、委員の御指摘にありましたように、特に主な用途といたしましては、昨年から市町村職員の研修協議会というものが立ち上がっております。これにつきまして、市町村の方で階層別の研修でございまして、あるいはテーマ別の研修でございまして、市町村会館の方でこれを町村会の方が事務局となってこの研修を実施いたしておりますが、そちらの方の研修の費用等にこの振興協会の方から研修費用といたしまして助成がなされております。

そのほかにも、いわゆるハード整備に関する助成でございますとか、それぞれ審査がなされておまして助成がなされておりますが、済みません、具体的な数字につきまして、今ちょっと手元に数字がございませんが、そういう形で、今この振興協会の方からの助成というものは、有効になされておるといふように考えておるところでございます。

○渡辺利男委員 積み立ててある基金の金額、アバウトでもわかりませんか。100億ぐらいあるんじゃないですか。

○本田市町村総室長 ちょっと概略ではございますが、今現在で約90億程度だったかと思っております。

○渡辺利男委員 それを、例えば各市町村、うちの事業にどうしても要るから、それを貸してくれとか、使わせてくれとか、そういうことをするための基金でしょう、たしか。その90億を積み立てたまま、今この財政どこも厳しいときに、何かに使おうというような話はないんですか。

○本田市町村総室長 今、貸し付け等の要望等につきましては、毎年、この振興協議会の方への要望として上がっておりまして、それにつきましては、おおむね市町村からの御要望におこたえするような形での助成というものはなされておるといふように考えております。

○渡辺利男委員 県が広域的にやるような事業で、あぁいった資金を当面借りるというようなことは考えられないんですか。90億というのは大きいから。

○本田市町村総室長 当面、県の方での借入れというようなものにつきましては、まだ



今のところ具体的には想定はいたしておりません。

○田崎人事課長 委員長、申しわけございません。先ほど馬場委員の方から御質問がありました件で、人数については先ほど御説明した件でございますが、給与につきましては、今回のカットを反映させた形で予算をお願いしております。大変申しわけありませんでした。

○井手順雄委員長 続いて、馬場委員、何か。

○馬場成志委員 それじゃ、少し聞かなきゃいかぬけれども、厳しい予算の中で、さっき渡辺先生の意見もいろいろあった中での話で、大体マイナスになつるところが全体的に多いんですけれども、事業、地域振興部とか、力を入れていかなきゃいかぬところプラスに事業費がプラスになつる部分は、これは夢の部分ですからやっていただかなきゃいかぬところですが、一般管理費とか給与関係の費用の部分で、ぼんと伸びてるところがちょこちょこあつてほしいな。これは人数がふえとるということであればわかりやすいんですけどもね。これはわかりますか。

○田崎人事課長 17ページの人事課の例で申し上げますと、一般管理費4,900万円伸びておりますが、これにつきましては、先ほど御説明の中でも申し上げましたけれども、人材研修センターというのは、職員課から分かれて職員が人事課の方に参っておりますので、その分人数がふえておりますので、この予算がふえているということでございます。

そういう、各課、同じような形で組織改編等も踏まえたところで増減があつているというふうに思っております。

○馬場成志委員 出納局関係、別に何か憎く

て言いよつとじゃなかですよ。会計課とか管理調達課、このあたりはどぎやんですか。同じようなことですか。

○藤本会計課長 私どもの方の一般管理費につきましては、55名分ですしておりますけれども、昨年度は51名で計上いたしております。その差が今回プラスになって出てきておりますけれども、これは1月1日現在の職員数の中で、当該年度末に定年退職される方、この分は差し引いて計上するようになっておまして、私どもでいきますと、平成20年度の人件費につきましては、本来61名要つたのですけれども、51名ということで、10名が年度末に退職されるということで、その分を計上しておりません。ことしは、それが5名分ということで計上しておりませんので、その差になります。

○馬場成志委員 もうこれは委員会が終わってから確認した方がよかと思ひますけれども、それだったら前年度と本年度の比較がちょっとにくいですな。またこれは別途勉強させてもらいます。よございます。

○小杉直委員 財政課長、23ページ、一般管理費で、説明欄に庁費で職員の赴任旅費、交際費等て書いてあるですたいな。この交際費というのはどういう内容ですかな。

○田嶋財政課長 財政課におきましては、職員の、いわゆる転勤に伴う赴任旅費と交際費は、知事以下各部局長、各出先機関長も含めまして、すべての交際費を財政課の方で共通経費として計上しております。

○小杉直委員 ちなみに、知事とか副知事とか、ちょっと幹部クラスの交際費が年間どれだけ組んであるかわかりますか、今。

○田嶋財政課長 失礼しました。今ちょっと説明が間違っております、各部局長以下のうちで計上しております。知事につきましては秘書課の方で計上しております。額は、知事が150万程度、副知事が60万程度、各部長が合計50万程度で1人頭7万円でございます。

○小杉直委員 概略はわかりましたが、食糧費との関係、兼ね合いはどぎゃんふうに解釈するといいいですか、区分というか……。

○田嶋財政課長 各交際費につきましては、食糧費に限らず、それぞれの公務上の儀礼とか、そういうものに対する経費と思っております。食糧費につきましては、そのほか会議等に伴う会食とか、そういうものに限定されておりますので、性格が違っていると認識しております。

○小杉直委員 それなら、交際費と食糧費は明確に区分しとるといことですかね。

○田嶋財政課長 委員御指摘のとおりでございます。

○小杉直委員 それなら、あとは要望しておきますが、食糧費というのは、今もそうかもしれないませんが、警察の留置人の食事代、それも含めて十把からげて食糧費というふうな科目で最近きておったわけですが、私は以前から、やっぱり知事とか部局長も一緒ですが、交際費とか接待費とかいろいろありますから、食糧費とそういう交際費はきちんと区分して予算編成すべきだというふうに主張してきましたが、そのようにしてくださいね。

○井手順雄委員長 ほかに質問はございませんでしょうか。

○小杉直委員 管財課長さん、26ページ、庁舎等管理費で3の(2)庁舎維持補修費、県庁舎等の清掃及び設備保全等維持補修に係る経費として上げてありますね。これは2億6,000万ですか。ちょっとこの中でお尋ねですが、行政棟の21年度の清掃関係の入札があったというふうに聞いておりますが、何かえらい安か落札をしたことで、ちょっとそういう金額ではきちんとした清掃等ができないんじゃないかなろうかといううわさが一部出ておりますが、その点の実態はどうなっていますか。

○松田管財課長 21年度の清掃について入札をいたしました。結果から言いますと、大体4,200万円程度で、60%を割るような形で最低の応札がございました。それで、本庁の清掃の場合、3,500万円以上になりますので、WTOに該当するというようなことで、通常3,500万円未満であれば、最低価格が6割を切れば失格ということになるわけでございますけれども、WTO関係でございますので、6割を切ったとしても、それは低入札で仕事の本当にできるかどうか、そういった審査会を開きました。

その中で、業者の方のヒアリングや、また業者の方から実際の歩掛かり、仕様書あたりももらいましていろいろ検討した結果、結論から申しますと、やれるのではないかというようなことで、金曜日に審査会の意見をいただきましたので、これから契約をするということになります。

○小杉直委員 大体概要はわかりましたが、最低制限価格、これはWTOに該当する場合には絶対設けることはできないんですか。

○松田管財課長 絶対設けることはできません。

○小杉直委員 それならやむを得ぬですけれ

ども、建設産業界に対する話とも連動しますけれども、やっぱり最低制限価格を設けていないと、それよりも安くした場合には、低入札制度の審査ということが出てくると思うですたいね。そうしますと手間暇がかかるし、財政再建中ですから、安いところにさせた方がいいという観念もありますけれども、やっぱり公共のそういうような仕事は、適正価格で発注するようにすることによって、そのいい波及効果が民間側にいきますし、行政だから安くせんといかぬという、財政再建中だから安くせんといかぬという気持ちもわかりますけれども、やっぱり一方では、民間に仕事をやるわけですから、なるべくそういう観念で、適正価格で発注するような心構えも持つとっていただくように要望して終わります。

○井手順雄委員長 私からも一言意見がありますけれども、今40%を切るというようなことを初めてお聞きしまして、そういう中で低入の審査会でできるだろうというようなことでありましたけれども、この清掃業務というのは95%以上が人件費なんですね。一般土木とか建築とか、そういうやつは材料費とかそういうのがあります、人件費は半分程度というような中で、低入というような形の中の審査というならわかりますけれども、この人件費90%以上の清掃業務に対して40%を切るような金額ということであれば、自然とその中で働く人たちの賃金というのにしわ寄せがくるんじゃないかというふうに思いますけれども、その低入の審査の中で、実際に働く人たちの給料等は、どういう話が出て決定したんでしょうか。それをお聞きします。

○松田管財課長 4割じゃなくして6割を切ったということでございます。

○井手順雄委員長 だけん、6割を切ったということは。

○松田管財課長 6割を切ったということでございます。

それから、第2点は、やはり低入札の審査においては、まず熊本県の最低賃金、これは確保しなければ、当然、それは契約はしないということでございます。

○井手順雄委員長 最低賃金は幾らだったですか。

○松田管財課長 628円だったと思いますけれども。

○井手順雄委員長 この6割を切ったというのは、賃金は幾らぐらいになるんですか。

○松田管財課長 ここは最賃よりも少し超えております。2種類ぐらいおりまして、一般の定期清掃の方は、日常清掃については最賃をちょっと上回っております、そのほか定期で、ちょっと技術といいますか、そういったものについては、また別途価格を設けてあります。

○井手順雄委員長 その最低賃金ぎりぎりのところで仕事をしてくださいよと、それで低入が認められましたと、まあそれは道義上、事実上問題ないというようなことでしょうけれども、私的には、今小杉委員の意見もありましたように、安かがよかろうという問題じゃないと思うんですね。やはりそういう清掃業務で、熊本県の最低賃金すれすれのところで賃金をいただいても、その人たちには家庭もあるし生活もあるわけですね。そういう中で、少しでもやはりそういうことに関して高くいただきたいなという意見はあると思うんですよ。しかし、この競争社会の原理の中で、最低制限価格がなくて60%を切るような価格でとらなくちゃいけないという競争のところ

もあるわけでありますので、あくまでもこれは公共の入札であるというような認識を持っていただきながら、そこら辺はちょっと改善していただくというようなことも考えないかぬし、また、こういう全庁舎一括入札というのを考えれば、半分ずつ割ればWTOにもかからないというような考え方もあっていいんじゃないかというような、いろんなところでもうちょっと知恵をきかせてやっていただきたいし、また、通常の清掃だとか委託業務に関して、ほとんど関係するのが人件費なんですね。今最低が3割だったかな、委託業務に関しての、普通のWTO以外のやつでは。今土木とか何とかは85とかなっておりますけれども、こちらの方は今何%になっているんですかね。

○松田管財課長 60%です。

○井手順雄委員長 最低ラインが4割であると、土木とか建築は15%とか20%なんですね。そういうことをかんがみるならば、40%というのは昔の最低ラインでありまして、人件費がほとんどありますから、それはやっぱり一般土木並みに最低ラインを設けるとか、そういうのもぜひとも改正をしていただきたいと、これは要望しておきます。

○馬場成志委員 交通対策総室、交通アクセス、いろんな渋滞対策も交通対策総室でやりよるですか。

○高田交通対策総室長 今回の予算で計上しておりますのは、シャトルバスの本格運行とか、そういうようなソフト面の話ということで、交通対策総室では、主に事業者とか車、ソフト対策ということで担当しておりますのでございます。

○馬場成志委員 地域政策課、ロアツの支

援とかしっかりやっていただいておりますが、先日、テレビの特集で交通渋滞、あの日本代表とイエメン戦のときは交通規制していただいてとてもスムーズだったと、まあとてもスムーズといっても、もちろん何もないことはありませんけれども、しかし、ふだんのロアツの試合というのは、やっぱり交通規制まではなかなかかけられないというような状況だろうというふうに思います。だんだんだんだん人気が上がってきています。また、期待感も大きくなってきています。それは嬉しいことですし、そうなってもらわなきゃ困るわけでありましてけれども、そういった中で、パーク・アンド・ライドシャトルバスを利用したり、そういった努力をしていただいているというふうに思いますけれども、きょうは広報課もおられますので話していきますが、その報道の特集の部分は大変ありがたかったですよ。試合が始まっているのにまだ着かない人たちがいるということ、それから、クライマックスになっているのにもう帰り出す人たちがいると。なぜか。出るのに時間がかかるけんということで、その特集の内容はよかったと思っとったんですが、最後にそのアナウンサーが、私はサッカーは好きですけども、シャトルバスに乗ってまで行きたくはないですよというような話をされました。すべての特集の報道のそのVTRというのは、すべてむだになったというふうに私は思っています。

そういったことは、もうどなたからということではないです。広報課もおるし、ほかにも関係各課あると思いますので、そんなばかなコメントをしていただくようなことは、これはロアツの問題だけでなく、交通渋滞だけの問題でなくて、環境問題だけではなくて、すべてにかかわって今からやっていかなくちゃいかぬことでしょう。そういった部分、広報課もふだんから——広報課長、広報課は、ふだんからいろんな交流があれば、そういっ

たところでしっかり話をしとってもらわぬと。何かありますか。

○濱名広報課長 広報課でございます。

報道機関とは常日ごろからいろいろ関係を保っておりますので、しっかりそういう場でお話をしていきたいというように思っております。

○馬場成志委員 私は、これは一県民としてもそうですけれども、KKWINGのすぐ近くにおりますから、もう目の前でその住民の皆さん方——今、住民の皆さん方にも、熊本県の夢だということでロアッソに対して理解をいただくように至るところで話をしています。しかし、やっぱりそういったところでみんな我慢をしているんです。だから、そういったものが、せっかくいい方向にみんなでやりよるのに、メディアの目立った部分でそういう話が出てくれば、もう全部ペアになってしまいますので、よろしくお願ひしときます。

それから、もう1つ、よろしいですか。

情報企画課、ブロードバンド関係ですけれども、これはことしは多分予算を随分ふやしていただいとるのかなというふうに思いますけれども、これについては、まあ金があればという話はちょっとむなしいかもしれませんけれども、どれだけでも前へ進めていける事業ですか。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

今回予算で計上させていただいておりますのは、まず全くブロードバンドやADSLも来ていない地域に、市町村が通信事業者に対して補助をするのに対する補助ということで、総額でいきますと約1,170万円を予定しております。まだまだブロードバンドにつきましては、山間部等未到達の地域があります

ので、できる限り進めていきたいと考えております。

○馬場成志委員 それは予算さえあればどれだけでもできるということの答えにはなっとるのかな。

○松永情報企画課長 予算さえあればということじゃなく、やはりその地域の条件等々、お金さえあればできるということではなく、やはりあくまでも通信事業者の方が運営をしていかないとはいけませんものですから、十分その調整は必要だと考えております。

○馬場成志委員 情報企画課の方でも随分検討していただいとるというふうに思いますけれども、やっぱり地域からの要望の中でも、田舎におっても便利がよくてそういったものが利用できるということが、今後の過疎にしても何にしてもかかわって、そこが存続できるかどうかの大きな部分として、数少ない望みの部分だろうと思います。

過疎対策の部分でもこの話は随分出とったというふうに思いますけれども、また、今後景気対策なんかで事業をやれるというような状況になった場合、例えば公共事業なんか、用地のストックがなければすぐ事業はできないというような縛り、縛りというか、状況がありますけれども、こういった部分について、そこだったら事業ができるというような体制をできるだけ整えとっていただきたいと、これは要望でよろしいです。

○井手順雄委員長 ほかにございませぬか。——なければ、これで議案等に対する質疑を終了いたします。

ただいまから本委員会に付託されました議案第57号、第61号、第69号、第73号、第78号から第83号まで、第91号、第92号、第104号から第107号までについて、一括して採決を

したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」「あり」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 一括採決に反対の議案とはどの議案でしょうか。

○渡辺利男委員 57号の一般会計は別にしてください。

○井手順雄委員長 今、渡辺委員の方から、57号の一般会計は別にしてくれということでございます。

それでは、一括採決ができませんので、別にしてくれという表明がありましたので、議案第57号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井手順雄委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第61号外14件について、一括して採決を行います。

原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号外14件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでちょっと皆様方にお聞きしたいんですが、あと請願の審査とその他で執行部からの説明等が15分以上かかるということで、その後また質疑という形になりますけれども、このまま委員会を継続して行うか、もしくはここで一回昼休みの休憩をとるか……(発言する者あり)じゃあ、このまま続けるということで、5分間の休憩というような形で行いますので、ここで一たん休憩をいたします。

午後0時0分休憩

午後0時6分開議

○井手順雄委員長 休憩前に引き続き委員会を開会します。

それでは、付託請願の審査に入りますが、本委員会で継続審査中の請第3号及び請第20号であります。お手元に配付のとおり、請願提出者から請願の取り下げ願が提出されております。

請願の取り下げは、本会議においての許可となりますが、当委員会では撤回許可ということで議長に報告をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、請第3号及び請第20号については、撤回許可ということで議長に報告いたします。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が8件あっております。

まず、執行部の報告を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いします。

○田崎人事課長 人事課でございます。

2件報告がございます。1件目が、物品調達等に関する不適正な事務処理に係る調査報告でございます。

お手元に、3月14日に開催されました外部調査委員会報告書の30ページぐらいの本体と、それからそれを簡単にしました概要版、A4、2枚組みがあると思います。その概要

版の方で説明をさせていただきます。

前回、3月2日に開催されました当総務常任委員会におきまして、2月18日に外部調査委員会がまとめました中間報告を説明させていただきました。その後、外部調査委員会において、再発防止策、返還、処分の考え方について検討いただき、最終報告としてまとめていただいたものでございます。

1の不適正経理の発生総額でございますが、97所属で9,472万円となっております。中間報告時点から、差しかえが約25万円増加しております。これは、中間報告後に再集計を行ったところ、計上漏れが見つかったため、修正させていただいたものでございます。

2の業務との関連性について調査中の物品の調査結果ですが、真ん中の表をごらんいただきたいと思っております。

中間報告で調査中物品としていたものが68件ございましたが、このうち、業務との関連上、公費で購入することが不適切な物品が48件の99万円分、公費で購入可能であるが、保管・利用状況が不適切な物品が20件の133万円分ございました。

これらの物品につきましては、購入金額全額を関係した職員や関係所属職員に返還させるとともに、かかわった職員につきましては、その利用状況、責任の度合い等を判断しまして、厳正な処分を行うこととしております。

2ページをごらんください。裏面でございます。

3の再発防止策でございます。

不適正な経理処理の背景、要因を、預け、差しかえごとに整理しております。

預けでは、予算の使い切り、納品検査の不徹底、職員の公金意識の希薄さが、差しかえでは、職員の公金意識の希薄さ、納品検査の不徹底、財源不足、予算流用手続の制約などがその要因として挙げられております。

再発防止策ですが、職員の意識を改革し、納品検査の徹底など、不適正な経理を行えな

いようなシステムを構築した上で、緊急時等の予算執行上の弾力性を確保する、その一方、調達した物品の情報公開を行い、透明性を確保すべきとされております。

主な再発防止策としては、その下段の表に掲げてございますけれども、職員の意識改革、資質向上、物品調達・物品管理システム、予算執行システム、指導・検査、監査体制、その他と、5項目にわたって整理をしております。

次に、3ページをごらんください。

4の職員からの返還金及び職員の処分についてでございます。

まず、職員等による返還でございますが、米印のところをごらんください。

返還額の考え方としましては、管理調達課が調達しました備品落札率と今回不適正経理で取得しました備品相当品の値下げ率を比較し、割高となっている部分を県の損害として想定し、返還総額を1,954万円としております。

この返還金につきましては、全職員で負担していくほか、平成15年度以降の退職者にも協力を求めていくこととしております。部長級から主事級までのそれぞれの職員ごとの負担額は、その右側の表に掲げてあるとおりでございます。

次に、職員の処分等についてでございますが、特別職である知事につきましては、県の最高責任者として、また道義的責任から、また、副知事につきましては、知事を補佐する職務上の責任から、みずからの給与の減額措置を行う、その内容は表に掲げてあるとおりの提言があつてございます。

一般職につきましては、業務との関連性について調査中の物品とされたもののうち、業務利用が認められなかった物品にかかわった職員については、個々の状況を確認した上で、その利用責任の程度を判断し、厳正な処分を行うこと、また、預け金や差しかえに係る事

務処理にかかわった職員に関する処分につきましては、預け金が文書訓告、差しかえが口頭訓告との今回の基本量定をいただいているところでございます。

また、各部局長の責任につきましては、本庁部長職の管理責任を問い、各部局長に対して文書訓告を行うとされております。

この最終報告につきましては、3月14日の外部調査委員会で内容について御承認をいただき、提言という形でいただいております。これを受けまして、再発防止策については、できるものは直ちに取り組んでまいりたいと考えております。また、職員の処分等につきましては、この3月中に行うこととしておりますし、返還金につきましても、職員からできるだけ早く返還させるよう手続を進めてまいります。

今後二度とこのような不適正経理が起らないように、職員の意識改革を初め、再発防止策に積極的に取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、報告2でございます。

これもお手元に厚い冊子で「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」というのが別冊であると思います。100ページぐらいのものでございます。それと別に、概要版としまして、これもA4、2枚組みのものがあると思います。これについて御報告させていただきます。

この教育プランは、文教治安常任委員会での付託審議となっておりますが、この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、県が策定する子育て、文化、スポーツなどに関する事項を含め、県が取り組む教育全般の振興に関する計画ですので、当常任委員会におきましても、その概要について報告をさせていただきます。

最初に、概要版の1ページの2の「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」策定のポイントでございます。

この計画は、教育基本法に規定されている

教育の目的や理念等を反映するとともに、国が策定しました教育振興基本計画を参酌して策定されたものです。

策定に当たりましては、本計画の策定主体が県であることから、知事部局、警察本部、教育庁の32課・総室で構成します熊本県教育振興基本計画策定幹事会を設置しまして全庁的に取り組むとともに、熊本県教育振興基本計画検討委員会を設置しまして、外部の有識者の御意見を伺ってまいりました。

続きまして、本計画の内容でございますが、4の「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の概要というところ、一番下段でございますが、ごらんいただきたいと思っております。

まず(1)総論で、家庭教育を中心とした幼児期の教育の推進、生涯を通じて学び、その成果を適切に生かす社会の形成、社会全体で教育に取り組む仕組みづくりの3つの柱を設定して、本計画の基本理念を、未来を拓くくまもとの人づくりといたしました。

この基本理念のもとに、次のページからでございます。資料の2ページから3ページに記載しておりますように、ライフステージ別あるいは項目別に、今後5年間でどのような人づくりや教育を目指すのか、その指針となる基本的目標とその実現に向けて、県として重点的に取り組む事項を設定しております。

3ページの下段の(2)をごらんいただきたいと思っております。

各論でございますが、各論では、本計画の一つの柱として位置づけております生涯学習社会の形成と家庭教育や学校教育等の生涯学習社会の実現に向けた具体的な取り組みにつきましても、項目ごとに、将来の目標でもあります目指す姿やその実現に向けた施策の取り組み方法、そして、必要に応じて家庭や地域等、県以外の主体において取り組んでいただきたいことを呼びかけという形で記載してございます。

各論の項目につきましては、資料の3ペー



ジから4ページに記載しているとおりでございます。

非常に簡単ではございますけれども、これで「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の御説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○田嶋財政課長 財政課でございます。

熊本県財政再建戦略について御報告申し上げます。

まず、表紙をお開きお願いします。このページには、財政再建戦略策定に向けた知事の決意を掲載しております。

1ページをお願いします。

まず、県財政の現状と課題でございますが、8ページまで、中間報告と同様に、改めて国と地方あるいは本県の財政状況について、資料を用いて説明しております。

9ページ以降が、財政再建戦略の具体的内容となっております。

10ページをお願いします。

10ページから11ページにわたり、戦略策定の背景、基本的な考え方、目標等について体系的に整理しております。今回の財政再建戦略の目標としましては、持続可能な行財政システムの構築を挙げております。

次に、12ページをお願いします。

まず、財政システム改革に向けた6つの基本の方針を掲げております。

13ページから18ページにかけて、歳入に係る9項目について、基本的な考え方、具体的な取り組み内容等について整理しております。

13ページをお願いします。

県税につきましては、引き続き徴収対策の強化に努めることとしております。また、水とみどりの森づくり税については、これまでの効果を検証し、条例改正も含めて、使途改定に向けて検討を行うことといたしております。

14ページをお願いします。

資産の有効活用では、今後、六本木の熊本会館、旧免許センター、水前寺2丁目宿舍、いわゆる知事村等の売却に取り組むこととしております。

18ページをお願いします。

県債の臨時的活用についてでございます。財源不足を解消するため、行政改革推進債の臨時的活用を図ることとしております。

19ページから27ページにわたり、歳出に係る項目について整理しております。

まず、19ページをお願いいたします。

人件費についてでございますが、新たな定員管理計画を策定し、職員数を今後4年間で5.1%、約1,200人の削減に取り組むこととしております。また、職員給与につきましては、平成21年度から23年度までの3年間、知事を初めとする特別職、さらには警察職員、教職員を含めた一般職の職員全員を対象に、給料の7%から3%を削減することとしております。

21ページをお願いします。

一般行政経費につきましては、県民生活に必要な不可欠な水準を確保しつつ、約15%の抑制を図ることとしております。

22ページをお開き願います。

補助金等につきましては、県としての統一的な考え方のもと、市町村、関係団体の御理解をいただきながら、約10%程度の抑制を図ることとしております。

23ページ以降には、個別に検討を行いました項目について記載しております。地方バスや農業基盤整備関係補助金等、一部の補助金につきましては市町村が主体的に取り組めるよう、交付金制度を導入することとしております。

26ページをお願いします。

投資的経費についてでございます。

補助投資につきましては各年度5%、単独投資につきましては、3年間で35%程度の抑制を目標に取り組むこととしております。な

お、景気対策が必要と判断される場合は、財政再建との整合を図りつつ、的確に対応してまいります。

28ページをお願いします。

行政システム改革についてでございます。

28ページから31ページにわたり、業務の見直しについて記載しております。事務事業の見直し、業務の効率化あるいは県出資団体の見直しにも取り組んでまいります。

32ページから34ページにわたり、組織体制の見直しについて記載しております。本庁及び地域振興局を初めとする出先機関等の組織体制について見直しを進めていくこととしております。

33ページをお願いします。

特に地域振興局につきましては、本庁または広域への業務の集約や組織のスリム化を推進するとともに、第2期地方分権改革の動きや市町村への権限移譲の進展状況を見きわめながら、統廃合に向けた見直しに取り組んでまいります。

35ページをお願いします。

職員数の削減等につきましては、組織体制の見直しに合わせ、職員数の削減や臨時職員の配置の見直し等に計画的に取り組んでまいります。

38ページをお願いします。

意識改革の取り組みについてでございます。

行財政改革を着実に推進するためには、職場風土の醸成あるいは職員の育成に取り組むことが必要でございます。そのための取り組みを記載しております。

40ページから43ページにわたります。歳入歳出改革に取り組んだ後の中期財政収支の見通しについて記載しております。

42ページをお開き願います。

これまで説明いたしました歳入歳出両面にわたる取り組みを行った場合の今後の財政収支の見通しについて試算を行っております。

その結果、表の下から2段目、網かけ部分にお示ししておりますが、平成22年度以降、毎年度10億円程度の財源不足が生じることと見込んでおります。財政調整用4基金の53億円を維持したまま、平成24年度にはおおむね財源不足額が解消できる見込みとなっております。

なお、平成22年度以降の財源不足につきましては、予算編成過程におけるさらなる見直し等で対応していくこととしております。

44ページをお願いします。

財政再建戦略の進行管理につきましては、毎年度、取り組み内容のフォローアップを行っていくこととしております。

次に、45ページから46ページをお願いします。

今後の取り組みを進めていくに当たっての留意すべき事項を掲載しております。特に、経済情勢の悪化を踏まえまして、特記2として、国の景気対策への適切な対応を追加して記載しております。

以上が財政再建戦略の概要でございます。

現在の社会・経済情勢を踏まえますと、県財政の先行きも不透明な状況にあると考えておりますが、戦略に掲げております方策を着実に進め、県財政の再建に全庁一丸となって取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。

市町村合併の推進状況につきまして御報告をさせていただきます。市町村合併の推進についての資料をお願いいたします。

この資料の文中、アンダーラインを引いておりますところが、昨年12月の本委員会で御報告をさせていただきました以降の動きでございますので、その部分を中心に御説明をさせていただきますと存じます。

まず、1ページの下から第3段落目でございますけれども、現在、熊本市と益城町、城南町、植木町との間でそれぞれ法定協議会が設置されておりますが、今月中にも、この各市町村を合併推進構想の対象市町村として追加することといたしております。これによりまして、国及び県の各種支援の対象となることが明確化されるものでございます。

次に、2ページから3ページにかけて、現在の主な経緯や県の取り組みについて記載しております。3ページの中ほどをごらんいただきたいと存じます。

本年1月9日に、第3回の合併市町村支援・連絡会議を開催いたしております。これは、合併後の市町村の課題あるいは取り組み等につきまして、それぞれ情報交換等を行いまして、今後のまちづくりに生かしてもらおうということで、毎年開催をいたしているものでございます。また、1月20日には、第8回の熊本縣市町村合併推進審議会を開催いたしまして、合併推進構想への熊本市と近隣3町の組み合わせの追加について御審議をいただきまして了承されております。

これを受けまして、今月中には、この熊本県合併推進構想、第2次でございますけれども、これの改定を行う予定といたしておりますのでございます。

同じく、3ページの中段以降、大きなⅡの各地域での合併に向けた動きについてでございますが、最近の主な動きについて御報告をさせていただきます。

まず、熊本市でございますが、昨年10月に、それぞれ益城町、城南町と、それから12月に植木町と、それぞれ法定協議会が設置されておりますが、これまで益城町と5回、それから、城南町、植木町においては4回ずつ法定協議会が開催されております。

次に、5ページをおあげいただきたいと思いますが、城南町でございます。前回の委員会におきまして、11月に町長のリコールの本

請求がなされ、これに対して町長が、リコール決定の取り消しを求める訴えを熊本地裁に提訴されたということを御報告させていただいたところでございますが、その後、上から8行目のところでございますけれども、昨年12月17日に、熊本地裁がこのリコール投票の執行停止を決定いたしまして、現在投票は停止されたままということになっております。なお、この訴訟につきましては、現在まだ審理中ということでございます。

続きまして、植木町でございますが、法定協議会をこれまで4回開催しているということは先ほど述べたとおりでございますが、この動きの中には記載をいたしておりませんが、町長選挙が2月17日に告示されましたけれども、現職の藤井町長が無投票で当選をされておられるところでございます。

最後に、益城町でございますが、住民投票について大きな動きがあります。資料の6ページの方をおあげいただきたいと存じます。

まず、昨年12月15日に、町長が合併の賛否につきまして、法定協議会終了後に実施をいたします住民投票条例案を議会に提案され、賛成多数で可決されたところでございます。これに対しまして、合併反対派の方々が、有権者の50分の1以上の署名を集められ、公布後60日以内ということで、早期に住民投票を実施する条例制定の直接請求を、本年1月に町長の方へ提出をされたところでございます。

この直接請求に基づきます条例案が1月26日に議会の方に提案され、これもまた賛成多数で可決をされたところでございます。このことによりまして、合併の賛否を問う住民投票が2回実施されるという事態になったところでございますが、まず第1回目の投票が4月12日に実施されるということが決まっておりますのでございます。

なおまた、益城町の区長会の方から、県の政令指定都市についての出前講座の申し込み

がございまして、2月19日から3月9日にかけて、町内32カ所で県から出向きまして説明をさせていただいており、合計で約1,000名の住民の方々に御参加をいただいております。

その他の地域については、特段の動きは現在のところまだあってはおりません。市町村総室の方からの説明は以上でございます。

○小林男女共同参画・パートナーシップ推進課長 男女共同参画・パートナーシップ推進課でございます。

報告事項5番、熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の改定について御報告を申し上げます。

本日は、改定後の計画冊子もお配りしておりますが、ページ数が多うございますので、あわせて配付いたしております2枚ものの概要資料をもとに説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1の計画改定の理由でございますが、本県では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法に基づきまして、平成17年12月に計画を策定いたしておりますが、計画の期間が昨年12月までとなっていることや、国の法律が改正され、昨年の1月から施行されていることを踏まえまして、12月に計画の改定を行ったところでございます。

また、改定に当たりましては、法改正の内容や新たな課題等への対応を盛り込み、内容の充実を図ったところでございます。

なお、法改正の内容につきましては、そちらに書いてございまして、保護命令制度の拡充が行われている点が第1点、第2点目が市町村の役割が大幅に強化された点と、そのようになっております。

続きまして、2の計画改定の経緯でございますが、県の男女共同参画審議会でも3回にわたり御審議いただいたほか、DV対策に関係

する国、庁内関係課、民間団体等40以上もの機関で構成いたしますDV対策関係機関会議での検討や庁内調整を経た上で、昨年11月からパブリックコメントを実施し、12月に計画の改定を行ったところでございます。

続きまして、3の計画の構成の(1)計画の性格と役割ですが、この計画につきましては、DV防止法に基づきまして策定が義務づけられております法定計画であり、本県におけるDVに関する施策を総合的に示すものとなっております。

計画の期間といたしましては、(2)に書いてございまして、本年1月から平成26年3月までとなっております。

(3)の基本理念といたしましては、男女がともに人権を尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を目指すこととし、そちらに書いてありまして、人権意識の高揚から次代を担う子供の健全な育成を目指した取り組みの5つを基本理念としております。

ページをめくっていただきまして、施策の柱について御説明させていただきます。

なお、資料中、黒い星がついておりますのが法改正に伴う施策でして、白い星が新たな課題に対応するための施策となっております。

1番の暴力を容認しない意識づくりでは、新たに学校独自のDV未然防止教育の実施に向けた支援などを盛り込んでおります。

2の発見・相談体制の強化では、女性相談センターの機能強化を新たに盛り込んでおります。

3の被害者の安全な保護体制の充実では、保護命令制度が変わったことを受けまして、そういったものへの活用の支援ですとか、学校関係者への制度周知、被害者の親族等への制度概要の教示や加害者に対する警告などを盛り込んでおります。

4の自立支援に向けた環境整備に関しまし

ては、公営住宅の目的外使用による住宅の確保や就業支援の強化、関係部署による支援手続の一元化や情報管理の徹底などを盛り込んでおります。

5の関係機関との連携・協働のところでは、市町村の体制整備に向けた支援や苦情処理体制整備の働きかけなどを新たに盛り込んだところでございます。

最後に、本県におけるDVの状況についてでございますが、隣のページに移らせていただきます。

1番の主な相談窓口における相談件数については、年々増加傾向にございまして、昨年は2,656件と、法律が施行された平成14年度と比べまして1,000件以上増加したという勘定になっております。

また、2の一時保護件数につきましては、年々増加傾向にある中で、昨年度は39件と減少いたしました。今年度に入ってから、12月の時点で46件となっており、既に昨年度の実績を上回っているという状況でございます。

また、3の保護命令の件数につきましては、一昨年は一時的に減少いたしました。昨年1年間では62件の命令が出されておりました。過去最高を記録するという状況になっております。

以上、よろしく願いいたします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム対策課でございます。

報告の第6号でございます。

お手元に、資料1から3まで3つの資料を配付しております。資料の1及び2により説明させていただきます。

本日は、ダムによらない治水を検討する場、五木の基盤整備に関します国との協議、さらに五木の新たな振興計画、3つについて概略を報告させていただきます。

まず、資料の1をお願いしたいと思います。

まず、ダムによらない治水を検討する場についてでございますが、これは国交大臣からの提案を受ける形で開催されることになったものでございます。

(1)の経緯の目的にありますように、ダム以外の治水対策の現実的な手法につきまして、極限まで検討し、地域の安全に責任を負う者の中で認識を共有するためとしております。第1回会議は1月13日に開催されておりました。中ほどの四角にその際の主な意見を記載しているところでございます。

一番下になりますが、(3)今後の対応でございますが、ダムによらない治水対策について、極限まで国及び市町村とともに全力で取り組むこととしております。また、県といたしましても、できるだけ早くダムによらない治水対策が導き出せるよう、県としてのアイデアなどを積極的に提案していくこととしております。

なお、次回開催でございますが、本今朝の国交省との協議によりまして、ほぼ全員の皆様の出席が見込めるということから、来週の木曜日になりますが、3月26日に開催するということが決定され、本日公表されるということをお聞きしております。

それでは、裏面をお願いいたします。

次に、五木の基盤整備に関する国との協議でございます。

(2)の協議の概要でございますが、国は、知事の表明を受けまして、ダム事業が中止になった場合は、基盤整備をダム事業により実施することは困難である、県との協議は必要として基盤整備を一たん中断されました。

県といたしましては、基盤整備は移転前に整備しておくべきものであり、既に移転先において新しい生活がスタートしていること、さらに、国がダム事業についての結論を出していない状況などを踏まえ、国において整備を行うべきであると要請をしたところでございます。

2月の協議におきまして、生活に支障がある事業、四角に記載しておるところの上段の部分でございますが、頭地大橋を含みます県道などについて、国は先行して実施するとされたところでございます。県といたしましては、(3)のところでございますが、引き続き国に対して、残された事業についても実施していただくよう要請していくこととしております。

次に、五木の新たな振興計画でございます。

下の3の部分をごらんいただきたいと思います。

五木の新たな振興計画につきましては、村民の意見を踏まえながら、県と村で協議を重ねまして、今回計画素案をまとめたものでございます。

今後は、さらに村との協議を行い、本年秋までには計画を策定することとしております。

お手元の資料の2をごらんいただきたいと思います。

素案の内容を簡単に御説明させていただきます。まず、1ページをお願いしたいと思います。

まず1. 五木の現状と課題でございます。

五木にとってすぐれている点としまして、五木の子守唄などにより全国に知られ、また、豊かな自然はどこにでも誇れるものでございます。ただ、他の過疎地域と同様に、また、それ以上に人口減少と少子高齢化が進んでおります。農水産業も厳しく、最後のポツのところになりますが、村民が安心して住み続けるための環境整備が求められていると考えております。

これらを受けまして、2の具体的な取り組み、基本方針のところでございますが、恵まれた自然を生かし、元気で生き生きと働き、共に触れ合い、支え合いながら、安心して住み続けることができる『ふるさと五木村づくり』、これを掲げております。

そのための施策の方向性としまして、本計画では3つの柱により取り組んでまいります。(1)でございますが、雇用の拡大などを目指す「働く場づくり」、(2)としまして、安心して住み続けられる村づくりを目指します「暮らしづくり」、(3)としまして、村の振興を支える人材育成を目指します「ひとづくり」、この3本柱でございます。

2ページをお願いいたします。

まず(1)の働く場づくりでございます。

全国ブランドとしての五木村、豊かな自然、これらを生かして観光と農林水産業を連携させながら、村民の雇用拡大と所得の向上を目指す働く場づくりに取り組んでまいります。

主な取り組みとしましては、①のふれあいづくり、②の自然の恵みづくりとしております。①のふれあいづくりでは、例えば村の観光資源を生かしました観光ルートの開発、新たな特産品の開発、また観光を拠点としております道の駅の機能強化等にも取り組むこととしております。

3ページをお願いいたします。

2つ目の柱となります暮らしづくりでございます。

村民の皆さんが便利で安全に暮らせるとともに、村外からの定住を促進するための生活環境の整備や高齢者のための福祉の充実、集落機能の維持などの取り組みを行ってまいります。ここでは①の住まいづくり、②の元気づくり、③の支え合いづくりなどの3つに区分しているところでございます。

4ページをお願いいたします。

村民を対象としました研修や派遣研修等を実施し、また、人材を広く村外にも求めるなど、村づくりを担うひとづくりを進めることとしております。

次に、3の計画期間でございます。

平成21年度から30年までの10年間としております。

以下、4ページ、6ページについては、イ

メージ図、今後のスケジュール等を、さらにはお手元の資料3には計画の素案を配付しておりますが、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上、3点について簡単に御報告いたしました。

○園田国際課長 国際課でございます。

くまもと国際化総合指針(案)につきまして御報告させていただきます。

お手元に、分厚い資料、51ページにわたる指針(案)と概要版を配付しております。説明の方は、A4とA3の2枚の報告資料、くまもと国際化総合指針(案)についての概要版により説明させていただきます。

まず、指針策定の目的と策定の背景でございますが、国際化の指針は、これまで1990年と1997年の2回策定しております、前回の指針策定から12年が経過しております。その間、世界の情勢も大きく変化しております。特に東アジアとの交流が大幅に拡大してきておりますし、県内の在住外国人も、この10年間に約1.7倍と大幅に増加しております。

そのような状況を踏まえまして、今後の国際化の目標や施策の方向性を明確にするために、今回、くまもと国際化総合指針を策定することにしました。

今回の指針案の概要につきましては、2枚目のA3の資料で説明させていただきたいと思ひます。

まず、上の方に基本理念を書いております。基本理念を、世界の活力を熊本へ・熊本の活力を世界へとしております。それから、左の方に基本目標を書いております。基本目標は、交流と共生による「夢と希望あるくまもと」ということによりております。

そして、施策の方向性の2本柱として、熊本の強みを生かした国際交流・国際貢献、それから多文化共生の地域づくりを上げております。

熊本の強みを生かした国際交流・国際貢献では、1の東アジアの活力を生かすということで、トップセールスによる販路拡大などを上げております。また、2の世界とのつながりを生かすということで、米国モンタナ州や在外県人会との交流の促進、3の熊本独自の国際貢献ということで、留学生の受け入れ促進などを上げております。

それから、多文化共生の地域づくりにおきましては、1のコミュニケーション支援ということで、案内標記等の外国語表記の充実、2の生活支援ということで、外国人児童生徒の日本語習得、3の多文化共生の理解促進ということで、地域社会に対する意識啓発などを上げております。

資料の一番下には、施策実行のための体制ということで、国や市町村、NGOとの連携を上げております。

以上でございます。よろしく願ひいたします。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。

天草エアライン株式会社のあり方につきまして報告申し上げます。

お手元の資料、天草エアライン株式会社のあり方検討報告の報告書及びその概要版がございますが、概要版にて説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

天草エアラインは、年間8万人、延べ70万人に利用されていますが、天草地域及び熊本県にもたらした効果としまして、天草と熊本や福岡への移動に大幅な時間短縮による天草地域住民への便益効果や、県内の消費額、生産誘発額としての経済効果や雇用創出効果が上げられるとともに、企業誘致、観光客誘客、医療体制確保などの地域住民を支えるライフラインとしての効果が上げられます。

天草地域の交通インフラの現状、見通しを踏まえると、今後とも運航継続が必要である

と考えておりますが、旅客収入はここ数年で横ばいとなる一方、燃料費の燃料価格高騰による増加や機体の経年化に伴う整備費の増加が大きく、人件費や空港カウンター業務委託などの地上委託費などの費用削減に努めても、収益性の確保が困難な状況でございます。

2 ページ目をお願いいたします。

収益性の確保が困難である中、今後機材の経年劣化による整備費の増加が予想されるとともに、おおむね5年後には機材更新の目安となる経済的耐用年数を迎えます。

こうした課題を踏まえまして、経営を大きく左右する路線、運航主体、機材について検討を行いました。

まず、路線につきましては、天草一福岡線を基幹路線とし、現行の運航体制や天草一福岡線に特化した場合などでの数年の旅客収支のシミュレーションを行いましたところ、現行の路線での運航体制が最善であるというふうに考えております。

次に、運航主体につきましては、現在小型機1機体制による運航の中で、将来的な安定運航のための増収、運航コースの抑制のためには、ほかのコミューター航空会社などとの共同運航、機材共通運用などの提携が考えられますが、航空業界における羽田空港の再拡張などの路線に見られる路線再編や機材更新などの動きが今後具体化し、不確定要素があることなどから、即時に具体的な調整などに入ることは難しい状況でございます。

現時点におきましては、単独運航を維持しながら、ほかの会社との提携などを探ることが適切と考えております。

さらに、機材につきましては、天草空港で運用が可能であり、かつ現有機35人乗りの輸送機並みの輸送力を確保するという条件を満たすものとしたしまして、現在使用中の航空機の中古機または50人乗りの新機種の新造機に限定されます。調達費用、訓練費用などの観点から精査をし、2～3年を目途に、機材

更新についての検討が必要であると考えております。

なお、機材を2機保有するということにつきましては、現時点では費用増に見合う収入が見込める路線を想定できず、さらに収支が悪化することを予想しております。

3 ページ目をお願いいたします。

以上のことから、現有機の更新の目安となるおおむね5年間は、天草エアラインの単独運航により現有機を継続使用し、現行路線をもとに安全運航を維持し、その間、ほかの航空会社との提携などに向けた協議、調整を行いたいと考えております。

その間、安全・安定運航の継続のために、地元市町とともに行政支援スキームとして、国やほかの県における例を参考にして、機材維持費の補助拡充、運航費補助(欠損補てん)一定の利用率目標を設定し、下回った場合に、割合に応じて支援する搭乗率保証について検討を行いました。

検討の結果、安全かつ安定した運航の継続のためには、収入ではなく、機材整備費に対する支援を行政が行うことで、会社として運航と営業という運営責任範囲を明確にし、会社が増収対策に集中する体制を構築することが妥当と考え、現在の機体を分解して部品の一つ一つまで点検する重整備などに加えまして、国の支援に向けた整備規定及びその規定に従って年度ごとに作成する整備計画に基づく機材整備などに支援の対象を拡充したいと考えております。

こうした支援を行うことによる向こう5年間の防災ヘリ収入なども含めました総収入及び総費用のシミュレーションは、お手元の表のとおりとなっておりますのでございます。

また、この間、突発的な不具合や運転資金の確保が必要になった場合には、天草市において貸付制度を創設することで対応することとしております。

今後は、提携に係る調整結果などを踏まえ



て、県及び地元市町で必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

4 ページ目には、先ほど説明申し上げました現行、及び今後の機材整備に係る支援、及び天草市で創設する運転資金需要などに対する貸付制度の内容をまとめておるところでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部の報告が終了しましたので、報告事項について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○竹口博己委員 人事課長、不適正経理でお尋ねをいたします。

先ほどの報告を聞いていまして、非常に関心があるのは、件数とか金額では出ていますけれども、これに直接かかわった人数で、掌握は不可能ですか、されておられますか。直接かかわった人数。

○田崎人事課長 人数につきましては、処分との関係がございますので、今把握途中でございますけれども、数百人の――500人程度になるかもしれませんけれども、今把握中ということでございます。

○竹口博己委員 数百人、それは直接かかわった人数ですね。

○田崎人事課長 かかわったといえますか、いわゆる預けと言われるものあるいは差しかえと言われるものに、立会人、検査員、それとサービス監督者も入れております。係長とか部長とか、そういうことでございます。

○竹口博己委員 その中に課長以上が入っていますか。

○田崎人事課長 現状で、サービス監督者としては当然入ってまいるとは思いますけれども、担当者として、例えばそういう不適正な経理を担当としてやったというようなのは今のところ聞いておりません。

○竹口博己委員 その部分で聞き方も難しいんですけども、つまり課長以上の幹部が公認をして、直接かかわったのはその部下だったとか、そういうケースもあっていますか。

○田崎人事課長 いわゆる個々それぞれ一人一人から、そういう不適正な経理にかかわった担当職員から事情を聞いておりますけれども、個々それぞれ違うと思いますけれども、通常は課長のところまでそういう決裁といえますか、決裁権は所属長が持っておりますが、大体事務補佐とかに委任をしているケースが多いようでございまして、今言われましたような、例えば課長がこういう指示をして何かを買わせたと、そういうケースではなくて、やはり業務を進める中で、例えば所属職員の中で事業をやっている職員が、ちょっとこういう物品が必要だというようなことを経理担当の職員に言って、経理担当の職員が、備品購入費はないけれども、じゃあ一般需用費の中で急にそれが必要であれば買いましょうという、そういうケースが多いと思っております。

○竹口博己委員 先ほどのこの再発防止策の中にも書いてありますけれども、不適正な経理が行われた所属に複数回答を求めてみたら、この件の背景と主な要因で、例えば差しかえでは、職員の公金意識の希薄さというのが一番目に出てきているんですよ。書いてあるんですよ。ところが、同じ不正でも、預け金の部類では、この公金意識の希薄さというのは3番目になつとるんですよ。

私は、それを見て何を言いたいかといいま

すと、預け金のところでは、一番上の方には予算の使い切りとか検査の不徹底というのがある。つまり、これが示すとおり、組織ぐるみで行われてきた。つまり、県庁の中に長い歴史を経ながら芽生え定着した一つの文化、県庁文化ではないかというとらえ方を私はしているし、それを厳しく指摘する人もいますね。つまり、使い切りとか差しかえ、預け金とか、こういうのができなければ能力が逆に問われてしまうからとか、そういうものが蔓延していると、空気が、伝統的に。ということですので、たまたま公金意識の薄い職員がおってやっちゃったという事件じゃないだろうと。

そこで、総務部長にお尋ねします。総務部長、よろしいでしょうか。

これは、昨年7月、蒲島知事が裏金はないというふうに明言をされて、11月ですか、たまたま1件発覚したのは。たまたまですね、これは。1件発覚したことを受けて再調査に入ったということですね。そうですね。

たまたま11月にこの1件が発覚していなかったら、今ごろ熊本県はどういう状態にあるんですか。他県に比べれば、素晴らしいじゃないかという、いい県じゃないかと、裏金はないと、そうなるとるんでしょうか。感想、見解をまずお聞きます。

○角田総務部長 今、竹口委員がおっしゃいましたように、7月に、一応私たちの方では、裏金、まあいわゆるどこか現金なり何なりを机とかそちらにないかとか、それとかまた、今回調査しました預けがないかというようなことを中心に各所属に調査を行ったところで、各所属からは、それにつきましてはなかったというようなことで、それを私たちは信じて発表したところでございます。

それで、今回出てきましたのは、会計検査の絡みで、自然保護課の方でこういうのがあるんじゃないかというような指摘がありまし

て、それにつきまして調査した結果、確実にそういうのがあるということで全庁調査に踏み切ったというような状況でございます。一応、そういうような流れでございます。

○竹口博己委員 今、総務部長がおっしゃったのは、真実といいますか、真意でしょうね。素直に思いを表現しておられるなと思って聞いておるんですけども、ただ、あれは再調査せざるを得なかったんでしょ、指摘を受けて。1件発覚したことを受けて、再調査せざるを得なかった。組織ぐるみですから、そういうのがあっていることは御存じだったんじゃないんですか、知っている人は。知っている幹部の方は御存じだったんでしょ。だけど、7月、知事の明言があったから、これで一山越したなぐらい思っていたら、1件出たから再調査になって出さざるを得なかった、それが今回1億円を超すような額となって出てしまったという、それが実態じゃないかなというように見えています。

いずれにしても、知事は、機会あるごとに、自発的に申告したということをおっしゃいます。自発的だったら、7月の時点で何件か出とただろうになど。再調査をやって、さあ大変だというので、ばたばたして全組織を再調査したら出てきたんでしょ。だから、本当に公金意識旺盛で自発的に出てきたのかという、県民はそこらは感じていますよ。

ですから、最後に1つだけ総務部長にお聞きします。これは答えは難しいですよ。総務部長の立場では答えは難しいですけども、最近、県民の中から、知事が、この関係した職員、個人流用した職員なんかに対しても、全体的にこの件に向かう知事の姿勢が甘いという批判があちこちで聞かれるようになりまして。自発的に申告したから温情をかぶせて守ってやるみたいな。本当にそうなのかと知っている県民は、ふざけるなど、私たちの税金をいい加減に使っというて、それに温情をか

ぶせる知事とはけしからぬという声もあちこちで聞かれるようになりました。メディアにも登場する日もあります。知事はこの件に関して甘いという県民の声に対して、総務部長はどのような見解をお持ちか、それが1つ。

それから、ついでにもういっちょ。

このような事態になっても、不適正経理という表現を県庁はし続けられるかどうか、この2つお願いします。

○角田総務部長 まず、不適正経理とこのまま続けるかということでございますけれども、私たち、今までに調査してきました経緯を見てみますと、不適正な経理だということで、今後も使っていきたいというふうに思っております。

それと、知事の、何か甘いんじゃないかと、そういうようなお言葉でございます。

ただ、今回は、できるだけ素直といいますか、そういう不正がもしあれば出してもらいたいというようなことで、知事の方から呼びかけもございました。ぜひ、そういうことは二度と起きないようにしたいんだから、あらゆる今回は何でも出しなさいというようなことで知事からの呼びかけがっておりますし、また、各納入業者の方に対しましても、今回だけはいろんな処分とかそういうのはしないから、本当に正直に出してほしいと。何せ今後、こういう全体の全容を明確にしたいというような知事の意識もございました。

そういうことでありまして、処分につきましては、うちの方も懲戒処分の指針というのがございます。その中では、総合的にその量定につきましては考えていくようになっていきますし、当然、その中でも、一定の標準量定から、自主申告をした場合とか、そういうおのずと自分がした場合は、その分は考慮するというふうなことでございますので、知事のお言葉とそれとを比較しながら、今後量定に努めていきたいというふうに考えておりま

す。

以上です。

○小杉直委員 人事課長、2ページで、主な再発防止策、予算執行システムの内容で、流用手続の弾力化であるですたいね。これはどういうふうな意味ですか。

○田崎人事課長 本編のちょっと厚い方の18ページの方には詳しく掲げさせていただいておりますけれども、流用手続の弾力化といいますのは、財政課の方が所管課になりますけれども、現在も予算の流用手続というのがございます。一般需用費から、例えば備品購入費、足りない場合にはそちらに振り分けるといような、そういう流用手続がございますけれども、これまで職員の方が、そういう手続は財政課の合い議が要ったり、例えば出納局の合い議が要ったりといような、そういう誤解があったりしている部分がございます。そのあたりについて、今回の件を受けて、弾力化をして現場の実態に合わせたような形に改善をしていこうということでございます。

○小杉直委員 今回の不適正な経理の問題の一つで、やっぱり財政課あるいは会計当局に変更の手続をするのに相当時間がかかるといようなことも要因の一つと聞いておりますので、今おっしゃった流用手続の弾力化は、これまで以上にスピード性を持った形で進めていただくようお願いいたします。

以上です。

○渡辺利男委員 総務部長にお尋ねしますが、今回の調査は平成15年度から20年度といことで、以前もあつたのではないかと、調査すべきでないかということに対しては、もう証拠書類もないからといことで調査しないといことですが、こういった差

しかえとか預け金という形での不適正経理は当然あったらうなということは容易に推測できるわけですが、その点については総務部長はどう認識されていますか。

○角田総務部長 私が言えることは、やはり15年度から調査してまいりました。先ほど渡辺委員言われたように、そこまでしかさかのぼって書類等がございませんので、そういうようなところできちっと調査をしたい。

それと、必ず証拠が何か出てきて——これは処分の方にも必ずつながっていきますし、返還金の話にもつながっていきますので、必ずそういうふうに裏がとれない限りは、それぞれ後の処理、そういうのもできませんものですから、私たちとしては、もう15年度までということで調査は考えております。

○渡辺利男委員 じゃあ、15年度以前はなかったと思われているんですか。多分あったらうなと認識されているのか、そののころをまずちょっとはっきり聞かせてください。

○角田総務部長 個人的な話としまして、どうのこうのということはこの場でちょっと私の方は言えませんので、それにつきましてはちょっと回答は控えさせていただきたいと思えます。

○渡辺利男委員 15年度から始まったとはとても思えないし、そういうところはもう現実的にはっきり認められたがいいんではないかと私は思います。

それで、私が問題にしたいのは、15年度以前もそういったしかえとか預け金といった手法での不適正経理は、多分長年にわたり、同額またはそれ以上のことがあっていたらうなというふうには私は推測をしておりますけれども、しかし、公的なものに使われていたという部分については、私はそんなにもうさか

のぼってまでする必要はないと思いますが、問題にしたいのは、不適正経理ではなくて、不正経理があったのではないかということについては、やっぱり調査すべきではないかというふうに思っています。どうしてもそういう疑問が払拭できないでおります。

そういう部分も含めて何もしないということは、結局、もう臭い物にはふたをしておこうということになりはしないかと思えます。現実には、もうこれは20年以上前ですけども、教育委員会あたりで裏金づくりが発覚したことがありますよね。裏金をつくっておいて、政党からのパーティー券を購入したりとか、そういうこともありました。10数年前には、東京事務所での官官接待に、食糧費がもうじゃぶじゃぶ使われておったというふうなことも明らかになりました。

私は、もうああいうことが明るみに出たから、その後は全くなくなっているだろうというふうに思っておりましたけれども、今回のこの事件、先ほど竹口委員も言われたように、夏の時点で知事が調査したときにはないと言いながら、会計検査院の指摘をもとに再調査したら、実はこんなにあったというようなことを見ると、みんな都合の悪い部分は口をつぐんで言わない。公になっても、こういった公的な部分に使っている不適正な部分はオープンにしても、みんな出せば怖くないで出てきたのではないかと。

だから、心配なのは、私的流用とかあるいは組織的な裏金とか、そういった不正な経理の部分、この部分が全くなかったということは何らかの形で証明しなければ、やっぱりこれはいつまでたってもこの疑問は消えないと思うんですよ。後年、そういうことがやっぱりあったということが明らかになれば、私どもは、何かと、あのころの県議会は何をしたのかと私どもも言われますから、改めてやっぱりそういう部分について、本当になかったんだということは何らかの形で調査をし

て証明をすべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○角田総務部長 私たちも、期間の話はまた別にしまして、そういうものがないか、あらゆる全容を解明したいというようなことで、今できる検査のやり方として私たちがとった手法としましては、まず職員全員にヒアリングをするということでした。それと、今台帳にないような物品、そういうものがその辺にないか、そういうことを押さえております。それとまた、逆にこちらだけで出てきても相手方と突き合せないとその確たる証拠というのが出てきませんので、業者の方々にも御協力を願うのと、それと、行って実地調査をしまして、できるだけ突き合わせはやってきたところです。

そういうことで、今のところ、おかしいようなものが出てきた場合には、今の調査の中ではすべて出てきていると私たちは考えておりますので、それを一般的な差しかえとまた業務上ちょっとおかしいのではないかというようなのをより分けまして、今回調査した結果をこういうふうな形で発表させていただいたということでございます。

○渡辺利男委員 じゃあ、今までの調査でもって、私的流用とか不正な経理のあり方については全くないというふうに断言されるわけですか。

○角田総務部長 私たちの調査のやり方では、これ以上のことは出てこなかったもので、私はないと思っております。

ただ、まだこれはちょっとはっきりわかりませんが、捜査といいますか、司法とか、いろんなことの流れの中で、そういうのが出てきて、あったということであれば、それはちょっと私たちも手の届かないところからのあれでございますので、そのときはまた調査を

きちっとやっていかなければならないということは十分に思っております。

○高野洋介委員 物品調達等に関するこの資料の中のことで質問をしたいんですけども、10ページの業務との関連上、公費で購入することが不適切な物品の一覧がたくさんそれぞれ載っておりますけれども、下の11ページの中に書いてあったように、I podだとかMDプレイヤーだとか、そういうのを理由として書いてあるんですけども、きょうの熊日新聞に、地球儀はイラク戦争を勉強するためだったとか、そういうことが報道されておりますけれども、その事実は新聞どおりのことを信用していいのか、まず総務部長にお尋ねいたします。

○井手順雄委員長 人事課長の方が詳細はわかると思いますので、人事課長お願いします。

○田崎人事課長 10ページから11ページにかけて、業務との関連上、公費で購入することが不適切な物品を48品目掲げてございます。

ここの11ページにありますように、I podとかMDコンポとか、そういうことについては、新聞報道でありましたのは、各職員一人一人から事情を聞いております。そういった中で、本人がそういうふうに申し立てたことを、そういう前提条件つきで記者会見のときに申し上げたということです。

地球儀につきましても、いわゆる買った職員は、いろんな国の名前がニュース等が出てくるときに、みんなが確認できるようなことで置いておったと。特に当時はイラク戦争があっていたのでというふうな話はおりました。ですから、そういうことを記者会見の中で申し上げたのが記事になったということでございます。

○高野洋介委員 普通に聞いて、多分だれも納得しないと思うんですね。わざわざヒアリングをして——ヒアリングをしたのももちろん行政の方々なんだろうけれども、それを理由に受けとめる側にも、私は非常に問題があるんじゃないかなんかと思っているんですよ。プラス、この一番下に書いてあるように、バットだとか地球儀だとかは自宅等で保管されたこともあったというようなものがわかっているのは、私、私的流用として考えざるを得ないようなことじゃないかなんかというふうに思っております。

ですから、非常にこのヒアリング自体が生ぬるいんじゃないかなんかというような認識も受けざるを得ないというところもあるんですけれども、それに対して皆さんが納得されているのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○田崎人事課長 先ほど申しあげましたように、本人がそう言っているということだけで、我々が納得しているということではありません。そういう意味で、ここにありますように、業務との関連上、公費で購入することが不適切な物品ということで一覧表で整理させていただいておりますし、9ページの一番下段のところに枠囲みをさせていただいております。

こういうものについては職員に全額返させますし、ちょうど下から3行目になりますが、「業務とは無関係の物品又は業務利用が認められなかった物品に関わった職員については、個々の状況を確認したうえで、厳正な処分を行う。」ですから、先ほどのものについても、この範疇の中で厳正に処分していくというふうに思っております。

○高野洋介委員 では、もう泣く泣く私も納得しようとは思いますが、まだ納得できない部分があるんですけれども、その次に、

12ページの公費で購入可能ではあるが、利用状況が不適切な物品ということは、これはない部分もあるわけですね。今存在しないと、振興局に——これは全部球磨振興局なんですけれども、球磨の方に、これは普通に見ておかしいなと思うのが、平成15年にこのビジネスバッグがずらっと並んで、そしてまたデジカメがずらっと並んで、この購入の仕方自体も、普通に県民の方が考えた場合に、これはどぎゃんふうな買い方ばしとつかいというような指摘も、これは全部同じ金額ですから、多分同じものなんだろうけれども、こういうのがまた出てきた時点で、また行政側が、これに対してどういうふう感想としてお持ちなんですか。

○田崎人事課長 12ページの別表2で掲げておりますのにつきましても、整理しておりますように、保管・利用状況が不適切な物品というふうに整理をしています。

こういう形で同じようなものがずらっと買われていた経緯についても聞いておまして、当時の庶務担当をやっていた者が、その係、課になりますけれども、農地整備課の職員一人一人に、ある意味割り当てるような形で買って配ったというふうに聞いております。

ビジネスバッグについては、用地交渉のときの書類等で使う、あるいはデジカメについては、現場にそれぞれの職員が行ったときに使ってもらえるだろうというようなことで買ったというふうに申しております。

しかし、いずれにしても、我々として、先ほども申しあげましたように、それが業務に使われていたかどうか、そこは本人の申し立てだけでなく、そういう所属のほかの人の意見、そういうのも踏まえながら今調査をしっかりとっているというところでございます。

○高野洋介委員 調査をしているということ

は、きょうは最終報告じゃないんですか。

○田崎人事課長 ここに29ページ、済みません、あちこち行って申しわけございません。28ページから29ページに、職員の処分等についてということが書かれてございます。この中の29ページの一番頭(ア)でございます。先ほど委員の方から御指摘がありました9ページから12ページにかけてのことがここでございますけれども「公費で購入することが不適切な物品又は保管・利用状況が不適切な物品に関わった職員の責任について」は、外部委員会の中で、そこに掲げてあるような提言をいただいたと。特に下の最後の2行でございます。「業務とは無関係の物品又は業務利用が認められなかった物品に関わった職員については、個々の状況を確認したうえで、厳正な処分を行う。」そういう、行えという提言をもらって、ここの全体説明の中で申し上げましたけれども、人事課としまして、今後、この方針を受けて、一人一人今調査をしているものについて、3月中に処分を行うというふうに行っているところでございます。

○高野洋介委員 質問と答えがちよっと違ったような気がしますけれども、調査自体はもうこれで終了という形でとらえてもいいと思うんですけれども、ただ、12ページに書いてある「自宅で保管していたものや」ということになっておりますけれども、それは保管じゃなくて、持って帰るとるイコール保管じゃないと思うんですね。だから、この書き方自体も、考え方がおかしいんじゃないかなと思うんですけれども、例えば振興局で使うものを自宅に持って帰ってそのまま振興局に持ってこぬだったなら、これは私的流用としか考えられないのが私は普通の常識だと思うんですよ。

だから、何年か前に買ったやつが自宅にあって、忘れとったという言いわけも私はきか

ないというようなところもあるんですけども、先ほどの質問と答えがあんまりかみ合っていない部分もあったと思いますけれども、今後、まあ熊日さんには幕引きかというような見出しもあったんですけれども、これからまた調査なんかはされる気はないという話なんですけれども、私的流用にかかわってきたりする調査はされるんですよ。

○田崎人事課長 今回の件については、外部委員会で報告をいただいて、これで調査報告としての——外部委員会から主導で行われたこの調査というのは、今回、これで最終報告という形でいただいております。

先ほどからお話がありますこの10ページから12ページにかけての物品にかかわっておった職員についてどういう処分をしているのかということ、あるいはそのほかの預け、差しかえでそういうことにかかわっていた職員に対する処分は3月中にやるというふうなことでございます。今回の12月から調査をしたものについては、その処分として、最後の返還額をできるだけ早く返還させるということで、一応といいますか、終わりということで考えております。

○高野洋介委員 先ほどから、返却だとかお金を払うとかいう話になっておりますけれども、金を払えばいいというふうな問題では私はないというふうに認識しておりますし、やっぱり今から必要なのは、これを踏まえて今後県としてどうするのかというのが大きな課題なんだろうと思うんですが、先ほど最初に言ったように、理由の中でイラク戦争がどうじゃとか、そういうのを認めるような外部の調査の仕方もあるのかかわりませんが、皆さんが納得するような、そういう回答をもらえるような、そういうお互いの調査の仕組みをつくっていきながら、今後、来年度、再来年度に向けてのシステムづくりもそうなんですよ。

うけれども、ただ、知事が減給になりますよね。恐らく知事は、自分の責任を感じて減給になると思うんですけども、知事の任期中の調査自体はたった1年なんですよ、6年間の中で。ですから、前の知事とか、前の副知事とか、そういったふうに監督責任なんかは今後調査をされないんでしょうけれども、やっぱりそういったところまで皆さん方が意識を変えながらやっていって、この間の委員会でも言いましたように、自分たちがしやすいような制度だけじゃなくて、やっぱり県民の方々が納得するような、そういうシステムにしなければいけないというふうに思っていますし、もちろん皆さん方が思っている気持ちはわかっております。国との関係の補助金等のシステムなんかもあるんでしょうけれども、やっぱりそこはそことして別に考えて、納得するような結論を出して、そして執行していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西聖一委員 私は、いつも今回の事例についてはシステムがおかしいという言い方をしておりますけれども、今回の対策を見ても、例えば予算執行システムについて、各部筆頭課に予備費的なものも配置することも可能ということにしていますけれども、現場においては、やっぱり緊急的に突発的な事項に対応するための流用とかいろいろあっている例が多いわけですね。予算の査定の時期においては、そういう突発的なことは査定の範疇に入っていないから、そもそも予算がついていないというのが現状にあると思うんですよ。今後認めていただけるなら、それはそれでいいんでしょうけれども、具体的に何か今お考えならお聞きしたいなと思っておりますけれども。

○田嶋財政課長 予算執行システムの問題に

つきましては、まず、先ほどの背景にも書いてありましたけれども、職員の使い切りシステムですか、その問題もございます。現行でもやっておりますけれども、それに対する徹底が不十分ということで、それについては現行制度の拡充等も含めて検討してまいりたいというふうに思っています。

それと、備品の予算の問題、それと流用の問題があるかと思えます。当然に、当初予算の中で、公的必要性について判断してまいります。ただ、それがすべて備品の2万円以上のものについてそれぞれ査定できるかというのは限界がございますので、それについてはある程度枠的なものを用意して、その中で臨機応変にするとか、それとか、さらに突発的な要因になったものにつきましては、現段階でも財政課の合い議をしなくてもいいのですけれども、そのあたりについては各所属長が判断できるようにするとか、そういうことも含めて検討してまいりたいと。

それと、それを制度として改善するとともに、各職員がすべてそれを知らなければ結局使えない制度になりますので、そのあたりの徹底もあわせて行っていきたいというふうに思っています。

○西聖一委員 その点は了解いたしました。

それと、使い切りの件ですけれども、ことしも恐らく出てくるんじゃないかと思えますけれども、国庫事業事務費というのは基本的に使い切れという、私も前職員でしたから経験がありますけれども、そういうのを認めないんですね、基本的に。そこが問題だと思っているんですよ。ことしも、恐らく国庫事業については、もう全部使い切れ使い切れと、県事業費は後回しということが恐らく現場サイドであるんじゃないかなと思うんですよ。だから、この部分、その他にありますけれども、国に対してしっかりしていかないと、この制度はなかなか直っていかないんじゃない



いかと思いますけれども、その点の見解について意見があれば。

○田嶋財政課長 財政課ですべてできるわけではございませんけれども、ここにも書いてありますとおり、これは制度の問題もございしますので、関係部局と調整しまして、国に対してきちんと働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○西聖一委員 次は、処分に対する職員の返還の件ですけれども、3ページの方に、例じゃなくて具体的に挙げていますが、全職員で負担していくということで、部長級から主事級まで全職員に対してやられるのは、これは強制なんですか、それとも任意なんですか。

○田崎人事課長 ここに掲げておりますのは、返還額について、それぞれの責任に応じた負担額として、こういう額が妥当ではないかということでしたものでございます。

おっしゃるように、強制はなかなか難しい部分もあると思いますけれども、現在の職員については、私たちとしては、そこはすべて出してもらえるように、各所属を通じて強く働きかけていきたいと思っております。

○西聖一委員 やっぱり強制は伴うと思うんですね。各課で回覧して、はい、あなたは幾らあなたは幾らとなると思うんですけれども、例えば主事級でわずか1,000円かもしれませんが、ことし入った新入職員なんて、全く関係ないのに1,000円取られるんですよ。この5年間においても、休んでおったり、育休、産休、傷病でおられない方もおられるし、企業局、病院局、他部局に出向している方、町村に行っている方、それからほかにもいろいろおりますし、あと退職者にも

求めていくといいますが、私一番思うのは、前潮谷知事は、ないと言い切って責任ある方だったけれども、あの方も退職されましたけれども、遡及していいんじゃないかと思えますし、当時いた国の方、総務部長、総務課長とか、その方は今国に戻っていますけれども、その人たちは責任を持ってやっとなんなんですけれども、その方にも遡及する話をしていかれるのでしょうか。

○田崎人事課長 退職者からの返還については、本編の27ページの方に掲げてございますけれども、15年度以降の退職者全員に対しても協力は求めていると思っております。

ただし、退職者については、任意での協力という形になるわけではございまして、負担総額等を定めずに、退職者全員に対して、繰り返しになりますけれども、協力を求めていきたいと思っております。

○西聖一委員 元知事までされますか。

○田崎人事課長 15年度以降の退職者ということであれば、私としては入られていると思います。

○井手順雄委員長 あればじゃないでしょうか。今の話では、あればという仮定ではなかった。

○田崎人事課長 はい、協力依頼をさせていただくことになると思います。

○西聖一委員 強制じゃないということですが、もし、これは1,950万相当ですけども、仮に500万しか集まらなかったとすれば、それは職員の意識が足りないとまた御批判を受けるのかもしれませんが、それでもやむを得ないとお考えになるのでしょうか。

○田崎人事課長 現在の全職員で負担する金額については、全額になるまでしっかりと働きかけていきたいと思っております。

○西聖一委員 職員が恐らく自主的に黙って払われるんじゃないかと思えますけれども、集まった1,900万、まあそれ以上の金額ですね。さっき申し上げたとおり、県の事業は、国の事業とそれから県の事業と両方やっていますけれども、このお金は全部県の歳入に引き上げてしまうなら、国庫相当分入っている分、これは本当は返さないかぬと思うんですけれども、返す手段もないと思うんですが、その点はどうなっているんでしょうか。

○田崎人事課長 県への返還額については、今おっしゃったように、県の歳入の中に入れます。今おっしゃっているのは、今全国で会計検査院がやっている調査のことだろうと思いますが、そういった形での、何といいますか、国の会計検査院の方からのものがあれば、それはまた別途に考えていくことになるんじゃないかと思えます。国と県との関係の中で、そこは考えていくことになると思います。

○井手順雄委員長 いいですか。

○西聖一委員 あんまり理解できませんけれども、まあ……。

○小杉直委員 先生方の厳しい御意見については、基本的には私も賛成しとるわけですが、長い間の県庁のあり方の中で、やっぱり私的流用した、いわゆる業務上横領とか背任とか、そういうことも過去にあったような気がします。また、何といいますか、裏金づくり、そういうのもあったような気がしますけれども、今回の不適正経理と、こういう業務上横領とか、背任とか、贈収賄というよ

うな刑事事件、あるいは裏金をつくって、それを裏帳簿をつくって別の支出をするという不正な問題と、少しはやっぱり切り離して考えんといかぬとじゃなかろうかなと思うとですたいな。

それで、今回、私は、マスコミの報道を見とって、中にはもう県庁全体の鬼の首をとったような報道を一部されることが自分なりでは感じる場所もあるし、だから反省する場所は反省せんといかぬわけですが、やっぱり給料カットまでされた上に、このことでもつまでもいろいろ追及といひますか、そういうことをされると、これだけ厳しい県財政の中で県勢の発展をしていかなんとに、やっぱり萎縮してしまう危険性があると思うとですたいな。

だから、反省する場所は反省せんといかぬわけですが、そういう職員の萎縮がないような形の、そういうとらえ方も総務部長あたりはしていかにといかぬとじゃなかろうかなと思うとですたいな。そういうことについてどぎゃん思うんですかね。

○角田総務部長 小杉直委員おっしゃるように、私たちも、こういうことで通常の業務が滞らないように、そういうことがないように、まだやるべきことはいっぱいございますので、知事が言っている夢に向かってやる事業もございます。それから、住民の方々へのサービスが低下しないように、そういうことを心がけながら進んでまいりたいというふうに思っております。

○小杉直委員 それなら、最後に財政課長、2ページに流用手続の弾力化で、さっきちょっと聞いたですたいね、人事課長に。こぎゃんとは、流用という表現はイメージの悪かもん。だけん、例えば変更手続のスピード化とか、そういうふうな県民に誤解を与えないような文言に変えることを検討してもらえんか

な。どっちでもよか、人事課長でも財政課長でも。

○田嶋財政課長 流用という言葉は、一つの予算の用語で法的に定まっているもので、例えば一般需用費から備品購入費に変更するといふ場合につきましては、予算内での手続について流用というものになっているので、言葉の変更というのはちょっと難しいかなというように思っています。

○小杉直委員 そうな。硬直化した考え方やなかかいた。これは要望でよかばってん、恐らく変更できると思うばいた。こういうような、ここに出すのに流用という表現をせぬでもよかはずだもん。正式な、何か行政用語としてきちんと公式文書に書いていかなん場合は別ばってん、これも広い範囲の公式文書じゃあるけれども、こういうふうな案については、私は流用ということは必ずしも使わぬでもいいと思いますけれども、それは見解の相違の出てくるかもしれぬから、検討しとってください。

以上。

○井手順雄委員長 じゃあ、最後に馬場委員。

○馬場成志委員 もういろいろと話がありましたので、そして、今小杉委員の方からも話が出ましたけれども、こういった不適正とか不正とか、そういったものではなくて、変なやつが出てくる可能性があるわけですたいな。横領とかそういったものが出てきたときに、捕まってるんな取り調べの中で、またこんなことが出てくるというようなことがあっちゃならぬということが、もう皆さん方が今後やっていかなきゃいかぬことだろうというふうに思います。

ですから、今後、処分から含めて厳正な手続をとることを考えておられるでしょうか

ら、その辺をしっかりとやっていただきますように、重ねてお願いをしておきます。

以上です。

○井手順雄委員長 要望で結構ですか。

○馬場成志委員 はい。

○井手順雄委員長 これで質疑を終了したいというふうに思います。

最後に、陳情書類等が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会しますが、これで、私たち委員長、副委員長、最後の委員会でございます。1年間、委員の皆さん方、ありがとうございました。また、執行部の皆さん、ありがとうございました。この預け、差しかえがなかったら、そうにゃよかったなというふうな思いがあります。

本日の委員会はこれですべて終了いたしました。最後まで御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後1時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長